

第4部 学則及び諸規程

| | | |
|----|--------------------|-----|
| 1 | 大阪体育大学 学則 | 187 |
| 2 | 大阪体育大学体育学部規程 | 204 |
| 3 | 大阪体育大学教育学部規程 | 206 |
| 4 | 大阪体育大学体育学部学科目履修規程 | 207 |
| 5 | 大阪体育大学教育学部学科目履修規程 | 208 |
| 6 | 大阪体育大学再入学に関する規程 | 211 |
| 7 | 試験における不正行為取扱に関する規程 | 212 |
| 8 | 大阪体育大学科目等履修生規程 | 214 |
| 9 | 大阪体育大学学生細則 | 215 |
| 10 | 大阪体育大学就職斡旋規程 | 217 |
| 11 | 大阪体育大学表彰制度に関する規程 | 218 |
| 12 | 大阪体育大学図書館利用規程 | 219 |
| 13 | 大阪体育大学学友会会則 | 223 |
| 14 | 大阪体育大学教育後援会会則 | 227 |

※学則、規程等に変更があった場合、必要に応じて各学部の掲示板等にて周知します。

1 大阪体育大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 大阪体育大学（以下「本学」という。）は、教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第1条の2 学則において、「校務をつかさどる」とは、大学の包括的な最終責任者として、校務に関する最終的な権限と責任を有することをいう。

2 学則において、「審議」とは、議論・検討することを意味し、決定権を含意するものではないことをいう。

3 学則において、「教授会の議を経て」とは、教授会における審議を経ることを意味し、教授会が決定権を有するものではないことをいう。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する組織として自己点検・評価委員会を設ける。

2 自己点検・評価委員会については、別に定める。

(設置)

第3条 本学に体育学部及び教育学部を置く。

2 体育学部にはスポーツ教育学科及び健康・スポーツマネジメント学科、教育学部には教育学科を置く。

3 本学に大学院を置く。大学院に関する学則は別に定める。

(職員組織)

第4条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 教授、准教授、講師、助教、助手
- (4) 事務職員その他必要な職員

2 本学に副学長を置くことができる。

3 学部に学科長を置く。

4 大学院に研究科長を置く。

5 職員の服務については、別に定める。

(職員の職務)

第4条の2 職員の職務は、別に定めるもののほか、本条の定めるところによる。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務

をつかさどる。

4 学部長は、学長の命を受けて学部に関する校務をつかさどる。

5 学科長は、学部長を助け、学科に関する校務をつかさどる。

6 研究科長は、学長の命を受けて研究科に関する校務をつかさどる。

7 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

12 事務職員その他必要な職員の職務は、別に定める。

(事務機構)

第5条 本学の事務は、大学事務局において遂行する。

(附置施設等)

第6条 本学に図書館を置く。図書館については、別に定める。

2 本学にスポーツ局を置く。スポーツ局については、別に定める。

3 本学に次の附置施設を置く。附置施設については、別に定める。

- (1) 社会貢献センター
- (2) 情報処理センター
- (3) スポーツ科学センター

(大学評議会)

第7条 本学に大学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学評議会を置くことができる。

2 大学評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、教学部長、図書館長、スポーツ局長、附置施設の長、大学事務局長及び大学事務局各部長、その他学長が必要と認める教職員をもって組織する。

3 大学評議会は次の事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選出に関する事項
- (2) 教育研究に係る全体計画に関する事項
- (3) 教育研究に係る大学運営及び教学に関する重要事項
- (4) 教育研究に係る予算に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 図書館長、スポーツ局長、附置施設の長及び教学部長候補者の推薦に関する事項
- (7) 学則及びその他重要な規程等の制定並びに改廃に関する事項
- (8) その他学長が必要と認めた事項

第2章 収容定員

(収容定員)

第8条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

- (1) 体育学部スポーツ教育学科の入学定員は20名とし、収容定員は1,280名とする。
- (2) 体育学部健康・スポーツマネジメント学科の入学定員は200名とし、収容定員は800名とする。
- (3) 教育学部教育学科の入学定員は125名とし、収容定員は500名とする。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第10条 在学年限は、8年とする。ただし、第31条の規定により入学した学生は、同条第2項の規定による在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学記念日 6月23日(開学記念日) 11月15日(学校法人浪商学園創立記念日)
- (4) 夏季休業 8月上旬から9月15日まで
- (5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月5日まで

- (6) 学年末休業 3月中旬から3月31日まで
- 2 必要のあるときは、学長は前項の休業日を変更することができ、臨時に休業日を設けることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められるときは、休業日に授業を行うことがある。

第5章 授業科目及び履修方法

(授業科目の区分及び履修方法)

第14条 授業科目の区分、単位数及び履修方法は、別表(1)、別表(2)のとおりとする。

第14条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

第14条の3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 修得する単位数は、第23条に定める卒業に必要な単位数のうち、60単位を超えないものとする。

第14条の4 学部長は、他学部の学部長の承認を得たうえで、所属学部の学生に当該他学部の授業科目を履修させることができる。

2 学生は、所属学部長を経由して他学部の学部長の許可を受けた場合は、当該他学部の授業科目を履修することができる。

3 他学部の学生に履修させることができる授業科目については、学部間の協議に基づき、別に定める。

4 他学部の授業科目の履修方法等については、別に定める。

第6章 単位算定基準及び授業

(単位算定の基準)

第15条 授業科目の単位算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文については、学修の成果を評価して4単位とする。ただし、教育学部については演習の単位に含める。

(授業日数)

第16条 1年間の授業日数は、定期試験等の期間を

含め、35週を原則とする。

第7章 学修の評価及び卒業の認定

(試験及び単位の授与)

第17条 授業科目を履修し、その試験に合格した者又はその他の方法により学修の成果が評価された者には、所定の単位を与える。

2 前項の試験は、学年末又は学期末等に行う。

(他の大学等における修得単位の認定)

第18条 学生が他の大学又は短期大学等（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について、修得した単位を教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、本学において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認めることができる。

(既修得単位の認定)

第19条 学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認めることができる。

(修得単位の認定の上限)

第20条 前2条に基づき修得したものとみなし、単位を与えることのできる単位数は編入学を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

(編入学した学生の既修得単位の認定)

第21条 本学に編入学した学生の既修得単位は、教授会の議を経て、本学の授業科目及び単位数として認定することができる。

2 認定することができる科目、単位数等については別に定める。

(成績の評価)

第22条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、D、F等の評語をもって表し、A、B、C、Dを合格とする。

(卒業の認定)

第23条 本学に4年以上在学し、第14条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項に定めるもののほか卒業の認定に関し必要な事項は、別に学部規程の定めるところによる。

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業及び学位の授与)

第24条 学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学位記を授与する。

2 前項の規定により授与される学位は、次の通りとする。

- (1) 体育学部 学士（体育学）
- (2) 教育学部 学士（教育学）

第9章 教育職員その他の免許及び資格

(教育職員の免許)

第25条 第14条に定める教職に関する専門科目を履修し、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める必要な単位を修得した者は、つぎに掲げる免許状の交付を受けることができる。

体育学部 スポーツ教育学科

- (1) 中学校教諭 一種免許状（保健体育）
- (2) 高等学校教諭 一種免許状（保健体育）

体育学部 健康・スポーツマネジメント学科

- (1) 中学校教諭 一種免許状（保健体育）
- (2) 高等学校教諭 一種免許状（保健体育）

教育学部 教育学科

- (1) 小学校教諭 一種免許状
- (2) 中学校教諭 一種免許状（保健体育）
- (3) 高等学校教諭 一種免許状（保健体育）
- (4) 特別支援学校教諭 一種免許状（知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者（身体虚弱者を含む）領域）

(第一種衛生管理者の免許)

第26条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による第一種衛生管理者免許を取得しようとする者は、別に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第10章 入学・編入学・休学・退学・除籍及び再入学

(入学)

第27条 本学の入学時期は、学年の始めとする。

第28条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の入学者の選考に合格した者でなければならない。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設

の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により、他大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

第29条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
- 3 前項の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の入学手続書類を提出するとともに、入学金及び学費を納入しなければならない。
- 4 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第30条 学生の保証人は、独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は保護者、親族またはこれに準ずる者とする。

- 2 保証人は、学生の在学中における一切の事項につき、その責に任ずるものとする。
- 3 保証人が死亡その他の事由によって、その責を果たすことができなくなった場合は、学生は新たに保証人を定め、速やかに保証人変更届を提出しなければならない。

(編入学)

第31条 第8条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当し、かつ、所定の単位を修得し本学への入学を志願する者は、相当年次に欠員のある場合に限り選考のうえ、学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - (4) 他の大学（短期大学を除く。）に在学する者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の入学前

に履修した授業科目及び修得単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び授業科目の履修方法については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(休学)

第32条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって、引続き3か月以上修学することができないときは、その事由（疾病の場合は、「医師の診断書」添付）をあげ、保証人連署のうえ、休学願を提出するものとする。

- 2 前項の規定により休学を願い出た者については、教授会の議を経て、学長が休学を許可することができる。
- 3 休学期間中にその事由が消滅し、復学願を提出した者については、教授会の議を経て、学長が復学を許可することができる。
- 4 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長が休学を命ずることができる。

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引続き休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 4 休学中の学費は、徴収しない。

(退学)

第34条 疾病その他やむを得ない事由によって本学を退学しようとする者は、詳細な事由書（疾病の場合は、医師の診断書）を添え、保証人連署のうえ、退学願を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により退学を願い出た者については、教授会の議を経て、学長が退学を許可することができる。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学費納入の義務を怠った者
- (2) 在学年限を超えた者
- (3) 休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 理由なく授業科目履修の届出をしない者
- (6) 当該年度に履修した授業科目につき15単元以上を修得できない者（卒業所要単位を修得した者及び特別の理由により予め許可を受けた者を除く。）

(再入学)

第36条 本学を退学した者又は除籍された者（前条第2号の規定により除籍された者及び第43条の規定により退学を命ぜられた者を除く。）が、保証人連署の上、再入学願を提出したときは、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することができる。

- 2 再入学の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

第11章 入学検定料・入学金及び学費

(入学検定料、入学金及び学費)

第37条 入学検定料、入学金及び学費(授業料、施設費、教具教材費及び図書費)は、別表(3)のとおりとする。

(納入)

第38条 入学金及び学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(学費の延納又は分納)

第39条 家庭の事情その他の事由で、学費の延納又は分納を希望する者は、所定の手続きを経て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の手続きについては、別に定める。

(学費の減免)

第40条 特別の理由があると認められる者に対して、学費の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項の手続きについては、別に定める。

(既納の入学金及び学費)

第41条 既納の入学金は理由の如何を問わず、これを返金しない。

- 2 既納の学費は返金しない。

- 3 第2項の規定にかかわらず、他大学と併願可能な選考において第29条第3項の規定により入学手続きを完了した後、入学辞退を所定の期日までに文書により申し出た者、及び休学・退学が許可された者に対しては、学費を返金する。

第12章 賞罰

(表彰)

第42条 本学の学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

- 2 表彰制度については、別に定める。

(懲戒)

第43条 学則その他の規程等に違反し、又は本学学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 素行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なく、出席が常でない者
- (4) その他大学の秩序を乱し、著しく学生の本分に反する者

に反する者

- 4 停学中であっても、当該期間分の学費を納入しなければならない。

第13章 教授会等

(教授会)

第44条 本学に各学部の教授会を置く。

- 2 教授会は、各学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、教授会は、必要に応じて、上の構成員以外に特別契約教授、特任教授、特任准教授、客員教授、客員准教授、大学事務局管理職及び担当者を加えることができる。

- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会がおかれる組織の長(以下この項において「学長等」という)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(人事審査会議)

第45条 本学の各学部に人事審査会議を置く。

- 2 人事審査会議は、学部長、学科長及び専任の教授をもって組織する。ただし、人事審査会議は必要に応じて上の構成員以外に特任教授、客員教授及び大学事務局担当部課長を加えることができる。

- 3 人事審査会議は、学部の次の事項を審議する。

- (1) 教員の採用及び昇任に関する事項
- (2) 教員の免職、転任及び降任に関する事項
- (3) その他人事に関する重要な事項

第14章 科目等履修生、聴講生及び研究生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という)に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生及び研究生)

第47条 本学において聴講、又は特定の事項についての研究を志願する者があるときは、教授会において選考のうえ、学長が聴講生又は研究生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生及び研究生に関する規程は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第48条 本学は、公開講座を開設することがある。

2 公開講座については、別に定める。

第16章 寄付講座

(寄付講座)

第49条 本学は、寄付講座を開設することがある。

2 寄付講座については、別に定める。

第17章 学則の改正

(学則の改正)

第50条 本学則の改正は、教授会及び大学評議会の意見を聴いて学長が行うものとする。

附則

この学則は昭和40年4月1日から施行する。

(略)

附則

この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条に規定する学生定員は、平成12年度から平成15年度までは、次のとおりとする。

平成12年度

(1) 体育学科 入学定員 263名

(2) 生涯スポーツ学科 入学定員 127名

平成13年度

(1) 体育学科 入学定員 256名

(2) 生涯スポーツ学科 入学定員 124名

平成14年度

(1) 体育学科 入学定員 249名

(2) 生涯スポーツ学科 入学定員 121名

平成15年度

(1) 体育学科 入学定員 242名

(2) 生涯スポーツ学科 入学定員 118名

附則

この学則は平成13年4月1日から施行する。ただし、第11条別表(1)の規定に関しては、〔2〕体育学科のVI 関連科目のうち「統計処理実習」、「スポーツ経営論」及び〔3〕生涯スポーツ学科のVI 関連科目のうち「統計処理実習」については平成10年度入学者より適用する。

附則

この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、第11条別表(1)の規定に関しては、〔2〕体育学科VII. 資格関連科目のうち「介護技術講義」並びに〔3〕生涯スポーツ学科VII. 資格関連科目のうち「アスレティック・トレーニング実習Ⅰ」「アスレティック・トレーニング実習Ⅱ」「介護技術講義」については、平成12年度入学者より適用する。

附則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成16年4月1日から施行する。ただし、第14条別表(1)の規定に関しては、〔体育学部体育学科〕並びに〔体育学部生涯スポーツ学科〕それぞれの専門基礎科目のうち「スキー実習」「臨海水泳実習」「海洋スポーツキャンプ実習」については、平成15年度入学者より適用する。

附則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者の学科については、従前のおりとする。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。改正後の別表(2)は、平成20年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。(第22条関係)

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。(第4条・第4条の2・第47条関係)

附則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。(第8条関係、第14条関係別表(1)、別表(2)、第25条関係、第39条関係、第40条関係別表(3)、第46条関係)
- 改正後の別表(1)、別表(2)、別表(3)は、平成21年度入学生から適用する。ただし、別表(2)のうち、「精神保健福祉援助実習ⅠA」、「精神保健福祉援助実習ⅠB」、「精神保健福祉援助実習Ⅱ」、「精神保健福祉援助演習Ⅰ」、「精神保健福祉援助演習Ⅱ」については、平成20年度以前の入学生についても適用する。
- 平成21・22年度に健康福祉学部編・転入学した学生の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う授業科目の履修については、別に定める。

附則

この学則は、平成21年9月16日から施行する。(第14条関係別表(1))

附則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。(第14条関係別表(1))
- 改正後の別表(1)は平成22年度入学生より適用する。ただし、別表(1)の健康・スポーツマネジメント学科アスレティックトレーニングコ

ース応用科目のうち「体力科学実験実習」「スポーツテーピング法実習」「スポーツマッサージ法実習」「インターンシップA」及びスポーツ教育学科、健康スポーツマネジメント学科の関連科目のうち「柔道」「剣道」については平成21年度以前の入学生についても適用する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。
- 改正後の別表(1)のスポーツ教育学科に開設する関連科目のうち「キャンプ実習」「教職柔道」「教職剣道」「教職ダンス」及び健康・スポーツマネジメント学科に開設する応用科目「健康スポーツ実技A・B」、関連科目「キャンプ実習」「教職柔道」「教職剣道」「教職ダンス」、資格関連科目「インターンシップA」については、平成22年度以前の入学者についても適用する。

- 改正後の別表(2)の専門教育科目群専門演習科目のうち「社会福祉援助技術演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術演習Ⅲ」については、平成22年度入学生より適用する。

附則

この学則は、平成23年12月13日から施行する。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。
(第15条及び別表)

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。
(第29条、第52条)

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条に規定する健康福祉学部健康福祉学科及び教育学部教育学科の収容定員は、平成27年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 健康福祉学部健康福祉学科 | 370名 | 240名 | 120名 | — |
| 教育学部教育学科 | 125名 | 250名 | 375名 | 500名 |

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(学校教育法改正 第1条の2ほか)

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。
(附置施設名称及び別表(1))

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条に規定する体育学部スポーツ教育学科及び健康・スポーツマネジメント学科の収容定員は、平成29年度から平成31年度までは、次のとおりとする。

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| スポーツ教育学科 | 1,220名 | 1,240名 | 1,260名 | 1,280名 |
| 健康・スポーツマネジメント学科 | 740名 | 760名 | 780名 | 800名 |

附則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。
(健康福祉学部の廃止ほか)

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。
(第14条関係別表(1)、別表(2))

ただし、別表(1)の〔体育学部 スポーツ教育学科〕の〔スポーツ教育学科卒業所要単位〕の「(※必修単位を除いた14単位は教養、関連、キャリア教育科目、専門基礎科目(選択必修実技科目)及び応用科目(選択講義科目:コーチ教育コースのみ)から選択履修)」及び〔体育学部 健康・スポーツマネジメント学科〕の〔健康・スポーツマネジメント学科卒業所要単位〕の「(※必修単位を除いた14単位は教養、関連、キャリア教育科目及び専門基礎科目(選択必修実技科目)から選択履修)」については、令和2年度入学者より適用する。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の〔体育学部 スポーツ教育学科〕及び〔体育学部 健康・スポーツマネジメント学科〕の自由科目「スポーツ科学特別演習Ⅰ」「スポーツ科学特別演習Ⅱ」「スポーツ科学特別演習Ⅲ」については、令和3年度入学者より適用する。

附則

この学則は、令和4年5月30日から施行する。

第14条関係（授業科目の区分及び履修方法）

別表（1）

〔体育学部 スポーツ教育学科〕

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | | |
|------|--------|----------------|-------------|--------|------------------|--------|----------------|-----------|--------|--------------|---------|---|
| 教養科目 | 基礎教育科目 | 必修 | 日本語技法 | 2 | 2 | 専門基礎科目 | スポーツ社会学 | 2 | 39 | | | |
| | | 選択 | 日本語技法演習（基礎） | 2 | ※1、※2どちらかで2単位を履修 | | 機能解剖学 | 2 | | | | |
| | | | 日本語技法演習（応用） | 2 | | | スポーツ生理学Ⅰ | 2 | | | | |
| | | 必修 | 統計基礎 ※1 | 2 | | | 体カトレーニング論・同実習 | 3 | | | | |
| | | | 統計実習Ⅰ ※2 | 1 | | | 2 | スポーツ測定評価 | | | 2 | |
| | | | 統計実習Ⅱ ※2 | 1 | | | 2 | スポーツ史 | | | 2 | |
| | | 必修 | 情報処理実習Ⅰ | 1 | | | 1 | 2 | | | スポーツ経営学 | 2 |
| | | | 情報処理実習Ⅱ | 1 | | | 1 | 2 | | | スポーツ心理学 | 2 |
| | | 必修 | 英語ⅠA | 1 | | | 3 | 2 | | | スポーツ栄養学 | 2 |
| | | | 英語ⅠB | 1 | | | | 2 | | | スポーツ医学 | 2 |
| | 英語演習 | | 1 | 2 | | | | バイオメカニクス | | | 2 | |
| | 選択 | 英語Ⅱ | 1 | 4 | 2 | | 2 | 運動学 | | | 2 | |
| | | 英語Ⅲ | 1 | | 2 | | 2 | 体育原論 | | | 2 | |
| | | 英会話Ⅰ | 1 | | 2 | | 2 | 陸上競技Ⅰ | | | 2 | |
| | | 英会話Ⅱ | 1 | | 2 | | 2 | 器械運動Ⅰ | | | 2 | |
| | | 梅外語学研修 | 1 | | 2 | | 2 | 水泳Ⅰ | | | 2 | |
| | | ドイツ語 | 1 | | 2 | | 2 | レクリエーションⅠ | | | 2 | |
| | | 中国語 | 1 | | 2 | | 2 | バスケットボールⅠ | | | 1 | |
| | 一般教育科目 | 選択必修 | 文学 | 2 | 4 | | 人文科学分野 | 1 | | | バレーボールⅠ | 1 |
| | | | 宗教学 | 2 | | | | 1 | | | サッカーⅠ | 1 |
| 歴史学 | | | 2 | 1 | | テニスⅠ | | 1 | | | | |
| 倫理学 | | | 2 | 4 | | 社会科学分野 | | 1 | | ダンスⅠA | 1 | |
| 文化論 | | | 2 | | | | | 1 | | 柔道ⅠA | 1 | |
| 哲学 | | 2 | 1 | | 剣道ⅠA | | 1 | | | | | |
| 選択必修 | | 社会学 | 2 | | 4 | | 社会科学分野 | 1 | | ダンスⅠB | 1 | |
| | | 経済学 | 2 | | | | | 1 | | 柔道ⅠB | 1 | |
| | | 法学 | 2 | 1 | | 剣道ⅠB | | 1 | | | | |
| | | 政治学 | 2 | 4 | | 自然科学分野 | | 1 | | スキー実習 | 1 | |
| | 日本国憲法 | 2 | 1 | | | | | キャンプ実習A | | 1 | | |
| 選択必修 | 数学 | 2 | 4 | | 自然科学分野 | | 1 | 1 | | 海洋スポーツキャンプ実習 | 1 | |
| | 生物学 | 2 | | | | | 1 | 1 | | 臨海実習 | 1 | |
| | 心理学 | 2 | | | | | 1 | 1 | | ゴルフ実習 | 1 | |
| | 物理 | 2 | | 1 | | 1 | キャンプ実習B | 1 | | | | |
| | 化学 | 2 | | 1 | | 1 | 野外活動基礎実習 | 1 | | | | |
| 教養科目 | | 必修6単位 選択必修14単位 | 合計20単位以上 | | 専門基礎科目 | | 必修39単位 選択必修3単位 | 合計42単位 | | | | |

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | |
|------|--------|-------------------|---------|--------|----|---------|
| 発展科目 | 学科共通科目 | スポーツ教育学 | 2 | 18 | | |
| | | 国際スポーツ論 | 2 | | | |
| | | スポーツメンタルトレーニング指導論 | 2 | | | |
| | | 発育発達論 | 2 | | | |
| | | スポーツ科学とコーチング | 2 | | | |
| | | スポーツ教育学演習Ⅰ | 4 | | | |
| | | スポーツ教育学演習Ⅱ | 4 | | | |
| | | 必修 | ハンドボールⅠ | | | 1 |
| | 選択必修 | ラグビーⅠ ※1 | 1 | 2 | | ※1 男子のみ |
| | | ソフトボール ※2 | 1 | 2 | | ※2 女子のみ |
| 発展科目 | | 必修18単位 選択必修2単位 | 合計20単位 | | | |

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | | | | |
|------|-------------|-----------|-------------|------------|-----------|----------------------|----|---|-----------|
| 応用科目 | コーチ教育コース | 必修 | コーチング論 | 2 | 10 | 所属するコースの科目から14単位選択必修 | | | |
| | | 必修 | スポーツ文化論 | 2 | | | | | |
| | | 必修 | トレーナー論 | 2 | | | | | |
| | | 必修 | コーチング法 | 2 | | | | | |
| | | 必修 | トレーナー実習 | 1 | | | | | |
| | | 必修 | コーチング実習 | 1 | | | | | |
| | | 選択必修 | 選択必修 | スポーツ技術・戦術論 | | | 2 | 4 | |
| | | | 選択必修 | コーチングの心理学 | | | 2 | | |
| | | | 選択必修 | 競技スポーツ論 | | | 2 | | |
| | | | 選択必修 | 武道・稽古・修行論 | | | 2 | | |
| | | | 選択必修 | トレーニング計画 | | | 2 | | |
| | | | 選択必修 | 動作分析法 | | | 2 | | |
| | 体育科教育コース | 必修 | 必修 | 体育科教育学 | 2 | | 10 | | |
| | | | 必修 | 授業研究ⅠA | 2 | | | | |
| | | | 必修 | 授業研究ⅠB | 2 | | | | |
| | | | 必修 | 教育カウンセリングⅡ | 2 | | | | |
| | | | 必修 | 保健体育教職特講 | 1 | | | | |
| | | | 必修 | インターンシップA | 1 | | | | |
| | | 必修選択 | 必修選択 | 教職ダンス ※1 | 2 | | | 4 | ※1 必修 |
| | | | 必修選択 | 柔道ⅠAB ※2 | 2 | | | 4 | ※2 いずれか選択 |
| | 必修選択 | 剣道ⅠAB ※2 | 2 | 4 | ※2 いずれか選択 | | | | |
| | スポーツ心理・カウセン | 必修 | 必修 | 認知・行動分析論 | 2 | | 12 | | |
| | | | 必修 | 運動学習論 | 2 | | | | |
| | | | 必修 | コミュニティダンス論 | 2 | | | | |
| 必修 | | | コーチングの心理学 | 2 | | | | | |
| 必修 | | | 教育カウンセリングⅡ | 2 | | | | | |
| 必修 | | | スポーツ心理学実験実習 | 2 | | | | | |
| 必修 | | インターンシップB | 2 | 2 | | | | | |
| 応用科目 | | 選択必修14単位 | 合計14単位 | | | | | | |

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | |
|------|-----------|-------------------------|-----------|--------|----|---|
| 関連科目 | 選択必修 | 障害者スポーツ概論 | 2 | 10 | | |
| | | スポーツと人類学 | 2 | | | |
| | | スポーツカウンセリング | 2 | | | |
| | | 運動部指導実践論 | 2 | | | |
| | | スポーツ演習 | 4 | | | |
| | | 野外教育論 | 2 | | | |
| | | 衛生学（公衆衛生学を含む） | 2 | | | |
| | | アスレティックリハビリテーション基礎 | 2 | | | |
| | | スポーツ事故法律論 | 2 | | | |
| | | 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全を含む） | 2 | | | |
| | | 救急処置Ⅰ | 2 | | | |
| | | 手話実習 | 2 | | | |
| | | 初級ピアノ実習 | 2 | | | |
| | | レジャー・レクリエーション概論 | 2 | | | |
| | | トレーニング計画 | 2 | | | |
| | | 教育史 | 2 | | | |
| | | スポーツメディア論 | 2 | | | |
| | | トレーナー実習 | 1 | | | |
| | | 健康スポーツ心理学 | 2 | | | |
| | | 英語講読 | 2 | | | |
| | | 人権教育 | 2 | | | |
| | | 舞踊論 | 2 | | | |
| | | 武道論 | 2 | | | |
| | | 身体表現とコミュニケーション | 2 | | | |
| | 企業フィットネス論 | 2 | | | | |
| | 卒業論文 | 4 | | | | |
| | 選択 | 選択 | 教師論 | | | 2 |
| | | 選択 | 保健体育科教育法A | | | 2 |
| 選択 | | 保健体育科教育法B | 2 | | | |
| 選択 | | 保健体育科学習指導論 | 2 | | | |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 |
|-----------|------------|--------------|--------|--------------------|
| 関連科目 | 選択必修 | 卓球 | 1 | ※1 男子のみ ※2 女子のみ |
| | | ソフトテニス | 1 | |
| | | バドミントン | 1 | |
| | | ソフトボール ※1 | 1 | |
| | | ラグビー ※2 | 1 | |
| | | ゴルフ | 1 | |
| | | 体づくり運動 | 1 | |
| | | リズムダンス | 1 | |
| | | 障害者スポーツ | 1 | |
| | | レジスタンストレーニング | 1 | |
| | | 武道の形 | 2 | |
| | | なぎなたA | 1 | |
| | | なぎなたB | 1 | |
| | | 野球 | 1 | |
| | | 実践英語実技 | 1 | |
| | | ダンスⅡ | 2 | |
| | | テニスⅡ | 2 | |
| | | サッカーⅡ | 2 | |
| | | バレーボールⅡ | 2 | |
| | | バスケットボールⅡ | 2 | |
| | | ハンドボールⅡ | 2 | |
| | | ラグビーⅡ | 2 | |
| | | 陸上競技Ⅱ | 2 | |
| 器械運動Ⅱ | 2 | | | |
| 水泳Ⅱ | 2 | | | |
| 柔道Ⅱ | 2 | | | |
| 剣道Ⅱ | 2 | | | |
| レクリエーションⅡ | 2 | | | |
| 関連科目 | 選択必修 13 単位 | | 3 | 合計 13 単位以上 |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 |
|---|----------|-----------|--------|-----------|
| 教育キャリア | 必修 | キャリアデザインⅠ | 1 | 1 |
| | 選択 | キャリアデザインⅡ | 1 | |
| | キャリア教育科目 | 必修 1 単位 | | 合計 1 単位以上 |
| <p>スポーツ教育学科 卒業所要単位</p> <p>教養科目 20 単位以上、専門基礎科目 42 単位、 発展科目 20 単位、応用科目 14 単位、 関連科目 13 単位以上、キャリア教育科目 1 単位以上 合計 124 単位</p> <p>(※必修単位を除いた 14 単位は教養、関連、キャリア教育科目、専門基礎科目(選択必修実技科目)、応用科目(選択講義科目:コーチ教育コースのみ)及び単位互換科目から選択履修)</p> | | | | |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 備考 |
|-------------|--------------|-------------|----|
| 資格関連科目 | レクリエーション指導実習 | 1 | |
| | 介護技術講義 | 2 | |
| | 障がい者スポーツ指導法 | 2 | |
| | コーチング論 | 2 | |
| | レクリエーションⅢ | 2 | |
| | 特別演習(サッカー) | 2 | |
| | 特別演習(テニス) | 2 | |
| | 特別演習(水泳) | 2 | |
| | 自由科目 | フレッシュマンセミナー | 1 |
| スポーツ科学特別演習Ⅰ | | 2 | |
| スポーツ科学特別演習Ⅱ | | 2 | |
| スポーツ科学特別演習Ⅲ | | 2 | |

〔体育学部 健康・スポーツマネジメント学科〕

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | | | | | | |
|-------|--------|----------------|-------------|----------|-----------|------------------|----------------|---------------|--------|-----------------------------------|--|----|--------|---|---|--|
| 教養科目 | 基礎教育科目 | 必修 | 日本語技法 | 2 | 2 | ※1、※2どちらかで2単位を履修 | 必修 | スポーツ社会学 | 2 | 39 | | | | | | |
| | | 選択 | 日本語技法演習（基礎） | 2 | | | | 機能解剖学 | 2 | | | | | | | |
| | | | 日本語技法演習（応用） | 2 | | | | スポーツ生理学Ⅰ | 2 | | | | | | | |
| | | 必修 | 統計基礎 ※1 | 2 | 2 | | | 体カトレーニング論・同実習 | 3 | | | | | | | |
| | | | 統計実習Ⅰ ※2 | 1 | | | | スポーツ測定評価 | 2 | | | | | | | |
| | | | 統計実習Ⅱ ※2 | 1 | | | | スポーツ史 | 2 | | | | | | | |
| | | 必修 | 情報処理実習Ⅰ | 1 | 1 | | | スポーツ経営学 | 2 | | | | | | | |
| | | 選択 | 情報処理実習Ⅱ | 1 | | | | スポーツ心理学 | 2 | | | | | | | |
| | | 必修 | 英語ⅠA | 1 | 3 | | | スポーツ栄養学 | 2 | | | | | | | |
| | | | 英語ⅠB | 1 | | | | スポーツ医学 | 2 | | | | | | | |
| | 英語演習 | | 1 | バイオメカニクス | | | | 2 | | | | | | | | |
| | 選択 | 英語Ⅱ | 1 | | 運動学 | | | 2 | | | | | | | | |
| | | 英語Ⅲ | 1 | | 体育原論 | | | 2 | | | | | | | | |
| | | 英会話Ⅰ | 1 | | 陸上競技Ⅰ | | | 2 | | | | | | | | |
| | | 英会話Ⅱ | 1 | | 器械運動Ⅰ | | | 2 | | | | | | | | |
| | | 海外語学研修 | 1 | | 水泳Ⅰ | | | 2 | | | | | | | | |
| | | ドイツ語 | 1 | | レクリエーションⅠ | | | 2 | | | | | | | | |
| | | 中国語 | 1 | | バスケットボールⅠ | | | 1 | | | | | | | | |
| | 一般教育科目 | 選択必修 | 文学 | 2 | 4 | | | 人文科学分野 | | | | 必修 | バレボールⅠ | 1 | 1 | |
| | | | 宗教学 | 2 | | | | | | | | | サッカーⅠ | 1 | | |
| 歴史学 | | | 2 | | | テニスⅠ | 1 | | | | | | | | | |
| 倫理学 | | | 2 | | | ダンスⅠA | 1 | | | | | | | | | |
| 文化論 | | | 2 | | | 柔道ⅠA | 1 | | | | | | | | | |
| 哲学 | | | 2 | | | 剣道ⅠA | 1 | | | | | | | | | |
| 選択必修 | | 社会学 | 2 | 4 | 社会科学分野 | | ダンスⅠB | 1 | | | | | | | | |
| | | 経済学 | 2 | | | | 柔道ⅠB | 1 | | | | | | | | |
| | | 法学 | 2 | | | | 剣道ⅠB | 1 | | | | | | | | |
| | | 政治学 | 2 | | | | 選択必修 | スキー実習 | 1 | | | | | | | |
| 日本国憲法 | 2 | | キャンプ実習A | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 選択必修 | 数学 | 2 | 4 | 自然科学分野 | | 海洋スポーツキャンプ実習 ※3 | | 1 | | | | | | | | |
| | 生物学 | 2 | | | | 臨海実習 | | 1 | | | | | | | | |
| | 心理学 | 2 | | | | ゴルフ実習 | | 1 | | | | | | | | |
| | 物理 | 2 | | | | キャンプ実習B | | 1 | | | | | | | | |
| | 化学 | 2 | | 野外活動基礎実習 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 教養科目 | | 必修6単位 選択必修14単位 | 合計20単位以上 | | 専門基礎科目 | | 必修39単位 選択必修3単位 | 合計42単位 | | ※3 スポーツマネジメントコースは「海洋スポーツキャンプ実習」必修 | | | | | | |

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 |
|--------------|--------|-------------------|---------|--------|----|
| 発展科目 | 学科共通科目 | 生涯スポーツ概論 | 2 | 22 | |
| | | レジャー・レクリエーション概論 | 2 | | |
| | | 健康・スポーツ産業論 | 2 | | |
| | | アスレティックトレーニング概論 | 2 | | |
| | | 発育発達と老化 | 2 | | |
| | | 健康・スポーツマネジメント学演習Ⅰ | 4 | | |
| | | 健康・スポーツマネジメント学演習Ⅱ | 4 | | |
| | | トレーニング実技 | 1 | | |
| | | スポーツコンディショニング実習 | 1 | | |
| | | レクリエーションⅡ | 2 | | |
| 発展科目 必修 22単位 | | | 合計 22単位 | | |

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | |
|----------------|-------------------|--------------------|-----------|--------|----------------------|----|
| 応用科目 | スポーツマネジメント | スポーツマーケティング | 2 | 14 | 所属するコースの科目から14単位選択必修 | |
| | | スポーツプログラム開発論 | 2 | | | |
| | | スポーツ施設管理運営論 | 2 | | | |
| | | マーケティング・リサーチ法 | 2 | | | |
| | | 地域スポーツ経営論 | 2 | | | |
| | | スポーツマネジメント実践論 | 2 | | | |
| | | インターンシップB | 2 | | | |
| | アスレティックコネクストレーニング | 臨床スポーツ医学A | 2 | 13 | | |
| | | 臨床スポーツ医学B | 2 | | | |
| | | ストレンクス・コンディショニング理論 | 2 | | | |
| | | アスレティックリハビリテーション基礎 | 2 | | | |
| | | 実践トレーニング科学理論 | 2 | | | |
| | | 体力科学実験実習 | 2 | | | |
| | | テーピング実習 | 1 | | | |
| | 選択必修 | 実践トレーニング指導実習 | 1 | 1 | | |
| | | インターンシップA | 1 | | | |
| | 健康スポーツコース | 必修 | 臨床スポーツ医学A | 2 | | 12 |
| | | | 臨床スポーツ医学B | 2 | | |
| | | | 健康指導管理論 | 2 | | |
| | | | 栄養管理 | 2 | | |
| | | | スポーツ生理学Ⅱ | 2 | | |
| | | | 健康スポーツ実技A | 1 | | |
| | | | 健康スポーツ実技B | 1 | | |
| 選択必修 | | 運動プログラム作成法 | 2 | 2 | | |
| | インターンシップB | 2 | | | | |
| 応用科目 選択必修 14単位 | | | 合計 14単位 | | | |

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 |
|-----------|----------------|-------------------------|-----|--------|----|
| 関連科目 | 選択必修 | 障害者スポーツ概論 | 2 | 8 | |
| | | スポーツと人類学 | 2 | | |
| | | スポーツカウンセリング | 2 | | |
| | | 運動部指導実践論 | 2 | | |
| | | スポーツ演習 | 4 | | |
| | | 野外教育論 | 2 | | |
| | | 衛生学（公衆衛生学を含む） | 2 | | |
| | | 栄養管理 | 2 | | |
| | | アスレティックリハビリテーション基礎 | 2 | | |
| | | スポーツ事故法理論 | 2 | | |
| | | 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全を含む） | 2 | | |
| | | 救急処置Ⅰ | 2 | | |
| | | 手話実習 | 2 | | |
| | | 初級ピアノ実習 | 2 | | |
| | | 教育史 | 2 | | |
| | | スポーツメディア論 | 2 | | |
| | | 体表解剖学 | 2 | | |
| | | 健康スポーツ心理学 | 2 | | |
| | | スポーツ外傷・障害評価法 | 2 | | |
| | | 英語講読 | 2 | | |
| | 人権教育 | 2 | | | |
| | 舞踊論 | 2 | | | |
| | 身体表現とコミュニケーション | 2 | | | |
| 企業フィットネス論 | 2 | | | | |
| 卒業論文 | 4 | | | | |
| 選択 | 教師論 | 2 | | | |
| | 保健体育科教育法A | 2 | | | |
| | 保健体育科教育法B | 2 | | | |
| | 保健体育科学習指導論 | 2 | | | |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | |
|-------|----------|--------------|--------|----|--|
| 関連科目 | 選択必修 | 卓球 | 1 | 3 | |
| | | ソフトテニス | 1 | | |
| | | バドミントン | 1 | | |
| | | ソフトボール | 1 | | |
| | | ゴルフ | 1 | | |
| | | 体づくり運動 | 1 | | |
| | | エアロビックダンス | 1 | | |
| | | 障害者スポーツ | 1 | | |
| | | レジスタンストレーニング | 1 | | |
| | | なごなたA | 1 | | |
| | | なごなたB | 1 | | |
| | | 野球 | 1 | | |
| | | 実践英語実技 | 1 | | |
| | | ハンドボール | 2 | | |
| | | ラグビー | 2 | | |
| | | ダンスⅡ | 2 | | |
| | | テニスⅡ | 2 | | |
| | | サッカーⅡ | 2 | | |
| | | バレーボールⅡ | 2 | | |
| | | バスケットボールⅡ | 2 | | |
| | | 陸上競技Ⅱ | 2 | | |
| 器械運動Ⅱ | 2 | | | | |
| 水泳Ⅱ | 2 | | | | |
| 柔道Ⅱ | 2 | | | | |
| 剣道Ⅱ | 2 | | | | |
| 関連科目 | 選択必修11単位 | 合計11単位以上 | | | |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | |
|--|--------|-----------|---------|----|--|
| 教 育 キ ャ リ ア 科 目 | 必修 | キャリアデザインⅠ | 1 | 1 | |
| | 選択 | キャリアデザインⅡ | 1 | | |
| | キャリア科目 | 必修1単位 | 合計1単位以上 | | |
| <p>健康・スポーツマネジメント学科 卒業所要単位</p> <p>教養科目20単位以上、専門基礎科目42単位、 発展科目22単位、応用科目14単位、 関連科目11単位以上、キャリア教育科目1単位以上 合計124単位</p> <p>(※必修単位を除いた14単位は教養、関連、キャリア教育科目、専門基礎科目(選択必修実技科目)及び単位互換科目から選択履修)</p> | | | | | |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 備考 |
|-----------|--------------------|-----|----|
| 資格関連科目 | スポーツ教育学 | 2 | |
| | 介護技術講義 | 2 | |
| | 労働概論 | 2 | |
| | 労働法規 | 2 | |
| | 労働衛生 | 2 | |
| | レクリエーション指導実習 | 1 | |
| | レクリエーションⅢ | 2 | |
| | アスレティックトレーニング実習 | 2 | |
| | アスレティックリハビリテーション理論 | 2 | |
| | アスレティックリハビリテーション実習 | 1 | |
| | スポーツコンディショニング実習Ⅱ | 1 | |
| | スポーツ医学特講 | 1 | |
| | 救急処置Ⅱ | 2 | |
| | 健康運動指導実習 | 1 | |
| | 障がい者スポーツ指導法 | 2 | |
| | コーチング論 | 2 | |
| | 特別演習(テニス) | 2 | |
| 特別演習(水泳) | 2 | | |
| インターンシップA | 1 | | |
| 自由科目 | フレッシュマンセミナー | 1 | |
| | スポーツ科学特別演習Ⅰ | 2 | |
| | スポーツ科学特別演習Ⅱ | 2 | |
| | スポーツ科学特別演習Ⅲ | 2 | |

(体育学部 共通)

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 備考 |
|--|----------------------|-----|----|
| 教 職 に 関 す る 専 門 科 目 | 教育原理 | 2 | |
| | 教育行政 | 2 | |
| | 教育心理学 | 2 | |
| | 特別支援教育概論 | 2 | |
| | 教育課程編成論 | 2 | |
| | 道徳教育の理論と実践 | 2 | |
| | 特別活動および総合的な学習の時間の指導法 | 2 | |
| | 教育方法論(情報通信技術の活用を含む) | 2 | |
| | 生徒・進路指導論 | 2 | |
| | 教育カウンセリングⅠ | 2 | |
| | 教育実習Ⅰ | 5 | |
| | 教職実践演習(中・高) | 2 | |
| | 体育実技指導法 ※1 | 2 | |

※1 関連科目の「ダンスⅡ、テニスⅡ、サッカーⅡ、バレーボールⅡ、バスケットボールⅡ、ハンドボールⅡ、ラグビーⅡ、陸上競技Ⅱ、器械運動Ⅱ、水泳Ⅱ、柔道Ⅱ、剣道Ⅱ、レクリエーションⅡ」のいずれか1科目を修得することで「体育実技指導法」に替える(ただし、ハンドボールⅡ、ラグビーⅡ及びレクリエーションⅡはスポーツ教育学科のみ)

第14条関係（授業科目の区分及び履修方法）

別表（2）

〔教育学部 教育学科〕

| 科目区分 | | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | | |
|---------------|-------------|--------------|----------|--------|-------------|--------|---------------|--------|--------|------|--------------------|---|
| 基礎科目 | 総合教育科目 | 言語活動 | 2 | 4 | | 専門科目 | 教育課程論 | 2 | 12 | | | |
| | | 情報処理Ⅰ | 1 | | | | | | | | | |
| | | 情報処理Ⅱ | 1 | | | | | | | | | |
| | | 選択 | 基礎数学 | 2 | | | 4 | 教職専門科目 | | | 特別活動・総合的な学習の時間の指導法 | 2 |
| | | | 基礎理科 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 法学 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 経済学 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 家庭と社会 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 生命の尊厳と倫理 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 現代社会と教育 | 2 | | | | | | | | |
| | コミュニケーション科目 | 必修 | 英語Ⅰa | 1 | | | 4 | | | | 教育実習（初等） | 5 |
| | | | 英語Ⅰb | 1 | | | | | | | | |
| | | | 英語Ⅱa | 1 | | | | | | | | |
| | | | 英語Ⅱb | 1 | | | | | | | | |
| | | 選択 | 英語Ⅲa | 1 | | 2 | 教育実習（中等） | | 5 | | | |
| | | | 英語Ⅲb | 1 | | | | | | | | |
| | | | 中国語a | 1 | | | | | | | | |
| | | | 中国語b | 1 | | | | | | | | |
| | | | 手話a | 1 | | | | | | | | |
| | | | 手話b | 1 | | | | | | | | |
| | 海外語学研修 | 1 | | | | | | | | | | |
| | 教職基礎科目 | 必修 | 教職論 | 2 | | 12 | 教職実践演習（初等・中等） | 2 | | | | |
| | | | 教育原論 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 学校教育心理学 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 教育行政学 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 日本国憲法 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 特別ニーズ教育論 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 体育基礎科目 | 必修 | | | 基礎体育Ⅰ | 1 | 2 | 人権教育 | 2 | |
| | 基礎体育Ⅱ | 1 | | | | | | | | | | |
| | 選択 | 体育実技（陸上競技Ⅰ） | | 1 | | 4 | 教育法規 | 2 | | | | |
| | | 体育実技（水泳Ⅰ） | | 1 | | | | | | | | |
| | | 体育実技（器械運動Ⅰ） | | 1 | | | | | | | | |
| | | 体育実技（ダンスⅠ） | | 1 | | | | | | | | |
| | | 球技（バレーボール） | | 1 | | | | | | | | |
| | | 球技（バスケットボール） | | 1 | | | | | | | | |
| | | 体育実技（柔道Ⅰ） | | 1 | | | | | | | | |
| 体育実技（剣道Ⅰ） | | 1 | | | | | | | | | | |
| アダプテッド・スポーツ実技 | | 1 | | | | | | | | | | |
| ニュースポーツ | | 1 | | | | | | | | | | |
| 野外活動実習Ⅰ（夏季） | | 1 | | | | | | | | | | |
| 野外活動実習Ⅱ（冬季） | 1 | | | | | | | | | | | |
| 保健基礎科目 | 選択 | 体力測定評価 | 2 | 4 | 教職特講（学習評価論） | 2 | | | | | | |
| | | 機能解剖学 | 2 | | | | | | | | | |
| | | 精神保健学 | 2 | | | | | | | | | |
| | | 栄養教育 | 2 | | | | | | | | | |
| 基礎科目 必修 36単位 | | | | | | CAP対象外 | | | | | | |
| | | | | | | CAP対象外 | | | | | | |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | | |
|------------------|-----------------|-----|--------|---------------------|--|--------|
| 小学校教育コース 専門科目 | 国語科概論Ⅰ | 2 | 48 | 原則として小学校教育コースのみ履修可能 | | |
| | 社会科概論Ⅰ | 2 | | | | |
| | 算数科概論Ⅰ | 2 | | | | |
| | 理科概論Ⅰ | 2 | | | | |
| | 選択 器楽演習 | 2 | | | | |
| | 国語科概論Ⅱ(書写実習を含む) | 2 | | | | |
| | 社会科概論Ⅱ | 2 | | | | |
| | 算数科概論Ⅱ | 2 | | | | |
| | 理科概論Ⅱ | 2 | | | | |
| | 生活科概論 | 2 | | | | |
| | 音楽科概論 | 2 | | | | |
| | 図画工作科概論 | 2 | | | | |
| | 家庭科概論 | 2 | | | | |
| | 体育科概論 | 2 | | | | |
| | 英語科概論 | 2 | | | | |
| | 教科教育法(国語) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(社会) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(算数) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(理科) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(生活) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(音楽) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(図画工作) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(家庭) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(体育) | 2 | | | | |
| | 教科教育法(英語) | 2 | | | | |
| | 自由 音楽実技 | 2 | | | | CAP対象外 |
| | 書写実技 | 2 | | | | |
| | 図画工作実技 | 2 | | | | |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 | |
|------------------|--------------------|-----|--------|----------------------------|--|
| 小学校教育コース 専門科目 | 体育原理 | 2 | 28 | 小学校教育コースの学生は、全て選択科目として履修可能 | |
| | 体育心理学 | 2 | | | |
| | 体育経営論 | 2 | | | |
| | 体育社会学 | 2 | | | |
| | 体育史 | 2 | | | |
| | 運動学・運動方法学 | 2 | | | |
| | 生理学(運動生理学を含む) | 2 | | | |
| | 衛生学・公衆衛生学 | 2 | | | |
| | 学校保健(小児保健・学校安全を含む) | 2 | | | |
| | 運動療法(救急処置を含む) | 2 | | | |
| | 保健体育科教育法Ⅰ | 2 | | | |
| | 保健体育科教育法Ⅱ | 2 | | | |
| | 保健体育科教育法Ⅲ | 2 | | | |
| | 保健体育科教育法Ⅳ | 2 | | | |
| | 応用実技(陸上競技Ⅱ) | 1 | | | |
| | 応用実技(水泳Ⅱ) | 1 | | | |
| | 応用実技(器械運動Ⅱ) | 1 | | | |
| | 応用実技(柔道Ⅱ) | 1 | | | |
| | 応用実技(剣道Ⅱ) | 1 | | | |
| | 応用実技(ダンスⅡ) | 1 | | | |
| | 球技(サッカー) | 1 | | | |
| | 球技(ソフトボール) | 1 | | | |
| | 球技(ハンドボール) | 1 | | | |
| | 球技(テニス) | 1 | | | |
| | バイオメカニクス論 | 2 | | | |
| | アダプテッド・スポーツ論 | 2 | | | |
| | アダプテッド・スポーツ実習 | 1 | | | |
| | アダプテッド・スポーツ指導法 | 2 | | | |
| | レクリエーション教育論 | 2 | | | |
| | レクリエーション教育実技 | 1 | | | |
| | 体力づくり論 | 2 | | | |
| | リトミック | 1 | | | |

| 科目区分 | 科目名 | 単位数 | 最低取得単位 | 備考 |
|---------------|---------------------|--------|--------|--------|
| 特別支援教育コース専門科目 | 特別支援教育論 | 2 | | |
| | 知的障害者の心理・生理・病理 | 2 | | |
| | 肢体不自由者の心理・生理・病理 | 2 | | |
| | 病弱者の心理・生理・病理 | 2 | | |
| | 知的障害者の発達と心理 | 2 | | |
| | 障害児の教育課程 | 2 | | |
| | 知的障害教育指導法 | 2 | | |
| | 肢体不自由教育指導法 | 2 | | |
| | 病弱教育指導法 | 2 | | |
| | 重複障害教育総論 | 2 | | |
| | 言語障害教育総論 | 2 | | |
| | 感覚障害教育総論 | 2 | | |
| | 障害児アセスメント | 2 | | |
| | 特別支援教育特講（自立活動） | 2 | | |
| 共通基礎科目 | 必修 基礎演習Ⅰ | 2 | 4 | CAP対象外 |
| | 基礎演習Ⅱ | 2 | | |
| 共通専門科目 | 必修 専門演習Ⅰ | 4 | 8 | CAP対象外 |
| | 専門演習Ⅱ（卒業論文を含む） | 4 | | |
| 専門科目 | 教職専門科目 必修 | 12単位 | | |
| | 小学校教育コース コース必修 | 48単位 | | |
| | 保健体育教育コース コース必修 | 28単位 | | |
| | 共通基礎科目 必修 | 4単位 | | |
| | 共通専門科目 必修 | 8単位 | | |
| | 小学校教育コース 計 | 72単位 | | |
| | 保健体育教育コース 計 | 52単位 | | |
| キャリア科目 | 必修 学校インターンシップ | 2 | 2 | CAP対象外 |
| | 学校インターンシップ（初等） | 2 | | |
| | 学校インターンシップ（中等） | 2 | | |
| | 選択 学校インターンシップ（特別支援） | 2 | | |
| | キャリアデザインⅠ | 2 | | |
| | キャリアデザインⅡ | 2 | | |
| キャリア科目 必修 | 2単位 | | | |
| 〔教育学科 卒業所要単位〕 | | | | |
| 基礎科目 | 36単位 | | | |
| 専門科目 | 教職専門科目 | 12単位 | | |
| | 小学校教育コース コース必修 | 48単位 | | |
| | 保健体育教育コース コース必修 | 28単位 | | |
| | 共通基礎科目 | 4単位 | | |
| | 共通専門科目 | 8単位 | | |
| | 小学校教育コース 計 | 72単位 | | |
| | 保健体育教育コース 計 | 52単位 | | |
| キャリア科目 | 2単位 | | | |
| 選択科目より | 小学校教育コース | 14単位以上 | | |
| | 保健体育教育コース | 34単位以上 | | |
| 合計124単位 | | | | |

第37条関係（入学検定料、入学金及び学費）

別表（3）

| | （体育学部） | （教育学部） |
|--------------------------|------------|------------|
| 1. 入学検定料 | 35,000円 | 35,000円 |
| ただし、受験方式複数出願等については別途定める。 | | |
| 2. 入学金 | 250,000円 | 250,000円 |
| 3. 学費 | | |
| 授業料 | 960,000円 | 960,000円 |
| 施設費 | 230,000円 | 230,000円 |
| 教具教材費 | 12,000円 | 12,000円 |
| 図書費 | 10,000円 | 10,000円 |
| 計 | 1,162,000円 | 1,162,000円 |

2 大阪体育大学体育学部規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、大阪体育大学学則（以下「学則」という。）に基づき、体育学部に関する必要事項を定めるものとする。

第2章 入学者の選定

第2条 入学者の選定は、本学部入試委員会の審議後、学長の承認を得て教授会で報告する。

第3章 学科及び授業科目

第3条 体育学部にはスポーツ教育学科及び健康・スポーツマネジメント学科を置く。

2 スポーツ教育学科にコーチ教育コース、体育科教育コース及びスポーツ心理・カウンセリングコースを置く。

3 健康・スポーツマネジメント学科にスポーツマネジメントコース、アスレティックトレーニングコース及び健康スポーツコースを置く。

第4条 学生が履修する授業科目は、教養科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目、関連科目、資格関連科目及び自由科目とし、これを必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 前項の科目の種類、年次配当等は、教授会で定める。

第4章 履修方法

第5条 学生は、履修する科目を定めて、所定の時期に履修登録しなければならない。

2 理由なく履修届を提出しない者は学則により除籍する。

第6条 履修に関する規程は別に定める。

第5章 単位算定の基準

第7条 授業科目の単位算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 卒業論文については、学修の成果を評価して4単位とする。

第6章 単位の認定及び学修の評価

第8条 学修の評価は試験又はその他の方法で行う。

第9条 試験は、その科目の授業終了の学年末又は学期末に行う。ただし、必要があるときは随時行うことができる。

第10条 定期試験の科目、日時その他の必要な事項は、あらかじめ公示する。

第11条 学修の評価は100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評価は次の基準により表示する。

A 100点～90点

B 89点～80点

C 79点～70点

D 69点～60点

F 59点以下

第12条 前条の規定により合格した科目については、所定の単位を与える。

第13条 やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者、又は試験を受けて合格しなかつた者が、その科目につき単位を修得しようとするときは、別に定める規程による。

第14条 当該年度に履修した授業科目につき15以上の単位を修得できなかった者は、学則により除籍する。ただし卒業所要単位を修得した者及び特別の理由により予め許可を受けた者はこの限りでない。

第7章 卒 業

第15条 卒業するためには、学則別表（1）に基づき必要な単位を修得しなければならない。

第16条 卒業時において、その必要な単位数を修得できず、翌年度の前期に単位の認定をうけ卒業要件を満たした者は、教授会の議を経て9月に卒業することができる。

第8章 科目等履修生、聴講生及び研究生

第17条 科目等履修生、聴講生及び研究生の規程は、別に定める。

第9章 転学及び編入学

第18条 転学・編入学及び転入学については、別に定める。

第10章 転学科

第19条 転学科を希望する者がいるときは、教授会の議を経てこれを認めることがある。

補則

学則第25条及び第26条で規定されている各種資格を得ようとする者は、別表に定める開講科目を履修しなければならない。

附則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定に関しては、平成8年度以前に入学した者は、それぞれ該当年度の旧規定によるものとする。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定に関しては、平成9年度以降の大学生に適用する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(第11条)

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

3 大阪体育大学教育学部規程

(趣旨)

第1条 大阪体育大学教育学部（以下「本学部」という。）の教育課程の編成、学生の履修方法、卒業の要件等に関し必要な事項については、大阪体育大学学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(入学者の選定)

第2条 入学者の選定は、本学部入試委員会の審議後、学長の承認を得て教授会で報告する。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、基礎科目、専門科目及びキャリア科目により編成する。

- 2 授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。
- 3 授業科目の年次配当は教授会で定める。
- 4 授業科目の履修については、履修規程に定める。

(単位の計算方法)

第4条 授業科目の単位算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) コミュニケーション科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の履修)

第5条 学生は、履修する科目を定めて、所定の時期に履修登録しなければならない。

- 2 理由なく履修登録しない者は学則により除籍する。

(学修の評価及び単位の認定)

第6条 学修の評価は定期試験又はその他の方法で行う。

(定期試験)

第7条 定期試験は、その科目の授業終了の学年末又は学期末に行う。ただし、必要があるときは随時行うことができる。

第8条 定期試験の科目、日時その他の必要な事項は、あらかじめ掲示する。

第9条 学修の評価は100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。
その評価は次の基準により表示する。

- A 100～90点
- B 89点～80点
- C 79点～70点

D 69点～60点

F 59点以下

第10条 前条の規定により合格した科目については、所定の単位を与える。

(追試験)

第11条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者は、教授会の議を経て、追試験を受けることができる。

2 教育学部追試験規程については別に定める。

第12条 当該年度に履修した科目につき15以上の単位を修得できなかった者は、学則により除籍する。ただし、次の各号の一に該当する者はこの限りでない。

- (1) 教務委員会が行う指導に応じ、誓約書を提出した者
- (2) 特別の理由により予め許可を受けた者
- (3) 4年次生

(卒業)

第13条 卒業するためには、学則別表(3)に基づき必要な単位を修得しなければならない。

第14条 4年次において卒業に必要な単位を修得できなかった者が、翌年度前期に必要な科目を履修し単位を修得した場合には、当該学期終了時に卒業することができる。

(教育職員免許)

第15条 学則第25条で規定されている免許を得ようとする者の履修については、履修規程に定める。

(転コース)

第16条 転コースを希望する者があるときは、教授会の議を経てこれを認めることができる。

(規程の改正)

第17条 この規程は教授会の議を経て、学部長の承認ののち改正することができる。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

4 大阪体育大学体育学部学科目履修規程

第1条 この規程では、大阪体育大学体育学部規程第6条の規定に基づき履修について必要な事項を定める。

第2条 学年のはじめに、その学年で履修しようとする科目を選択して、所定の時期に履修登録をしなければならない。(ただし、後期復学者は、復学後に履修登録できるものとする。)

2 前項の手続きを怠れば、授業に出席し、試験を受け、十分に学修した実績があっても単位を修得することはできない。

第3条 履修申請した科目は、許可なくして変更することはできない。

第4条 履修申請した科目以外は受講することができない。

第5条 同一時限に二つ以上の科目を履修することはできない。

第6条 すでに単位を修得した科目と同一の科目を再び履修することはできない。

第7条 通年の科目を前期だけ、又は後期だけ履修することは認められない。

ただし、特別の事情があると教授会が認めるときは、その限りではない。

第8条 各科目は、その内容、教室等の都合により受講者数を制限することがある。

第9条 所属学年より上級の学年に開講される科目は受講できない。

第10条 必修科目及び選択必修科目は、優先して履修しなければならない。

第11条 受講クラスを指定されたときは、同一の科目でも他のクラスでの受講は認められない。ただし、特別の事情があると認められたときは、その限りではない。

第12条 1年間に履修できる単位数は48単位以内とする。ただし、前年度成績(GPA)が3.0以上である場合、当該年度の上限単位数を52単位まで引き上げる。

2 卒業単位に算入されない授業科目、選択必修実習科目及び卒業論文は履修制限の対象外とする。

第13条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した科目でも、受講者が5人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

附則

この規程は、昭和43年4月11日から施行する。

附則

この規程は昭和45年1月22日から施行する。

附則

この規程は昭和49年4月11日から施行する。

附則

この規程は平成元年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

ただし、第12条の規定に関しては、平成18年度以降の入学生に適用する。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

5 大阪体育大学教育学部学科履修規程

(趣旨)

第1条 大阪体育大学教育学部規程第3条第4項の規定に基づき、教育学部の履修について必要な事項を定める。

(課程)

第2条 教育学部に以下のコースを置く。

- (1) 幼児教育コース
- (2) 小学校教育コース
- (3) 保健体育教育コース
- (4) 特別支援教育コース

2 コースへの所属については、2年次から幼児教育コース、小学校教育コース、保健体育教育コースのいずれかを選択し、併せて特別支援教育コースも選択することができる。

(教育研究上の目的)

第3条 教育学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 教育学に立脚し、教育の真理や原理を探究し、未来を担う幼児児童生徒の健全な育成と確かな学力を育てる教員養成教育と研究を目的とする。
- (2) 実践的な教養に立脚し、豊かな人間性や幼児児童生徒が変化の激しい時代を生き抜く力を身につけさせることができる教員養成教育と研究を目的とする。

(卒業要件)

第4条 学生は、基礎科目及び専門科目について第5条及び第6条に規定する単位を修得し、合計124単位以上を修得しなければならない。

(開講科目)

第5条 基礎科目、専門科目、及びキャリア科目の授業科目及び開講年次は、別表1のとおりとする。

- 2 専門科目にコース専門科目(以下「主専攻科目」という。)を置き、各コースに所属する学生が履修できるものとする。学生は、別表のコース別履修方法に基づき履修するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、第10条の副専攻免許科目の履修許可を得た者は、主専攻科目のほかに他コース専門科目を履修することができる。

(基礎科目)

第6条 基礎科目は、総合教育科目を8単位以上、コミュニケーション科目を6単位以上、教職基礎科目を12単位、体育基礎科目を2単位以上、保健基礎科目を4単位以上、合計32単位以上を修得するものとする。

(専門科目)

第7条 専門科目は、教職専門科目12単位(幼児教育コースは10単位)、共通基礎科目2単位及び

共通専門科目8単位を含め、幼児教育コースの学生は44単位以上、小学校教育コースの学生は62単位以上、保健体育教育コースの学生は46単位以上を修得するものとする。

(キャリア科目)

第8条 キャリア科目は、2単位以上を修得するものとする。

(教育実習の履修)

第9条 教育実習を履修するには、別に定める科目の単位以上の修得及び履修登録並びに履修カルテを提出していなければならない。

第10条 各コースの学生は、それぞれのコース専門科目に加え、副専攻として幼児教育コース専門科目、小学校教育コース専門科目、保健体育教育コース専門科目または特別支援教育コース専門科目を選択し、履修することができる。

2 副専攻免許科目の履修を希望する者は、2年次終了までに「教職論」、「教育原論」、「学校教育心理学」を含む講義科目を16単位以上修得した者に限り履修を許可する。

3 第1項、第2項の定めのほか、副専攻免許科目を選択しない場合でも選択科目として履修登録の上限内で教育実習(幼稚園)、(初等)、(中等)、(特別支援)を除く、幼児教育コース専門科目、小学校教育コース専門科目、保健体育教育コース専門科目及び特別支援教育コース専門科目を履修することができる。

(成績評価基準の明示等)

第11条 授業の方法、内容及び計画並びに学修の成果に係る評価の基準は、あらかじめシラバスに明示するものとする。

(単位の算定)

第12条 単位の算定は、学則第15条のとおりとする。ただし、学校インターンシップについては学則に規定する時間数以上を行った場合であっても、規定どおりの単位数とする。

(履修登録)

第13条 学生は履修要項、シラバス及び時間割表で履修条件等を確認し、履修登録期間内に授業科目の履修登録をしなければならない。

2 前項の手続を経ない授業科目は、履修及び試験を受けることができない。

3 既に単位を修得した授業科目は、原則として再履修することができない。

(履修科目の上限(CAP)等)

第14条 学生が適切に授業科目を履修するため、1年間に履修できる単位数は48単位を上限とする。ただし、前年度成績(GPA)が3.0以上である

場合、当該年度の上限単位数を52単位まで引き上げる。また、以下の科目は履修制限の対象外とする。

- (1) 「野外活動実習Ⅰ(夏季)」「野外活動実習Ⅱ(冬季)」「教育実習(幼稚園)」「教育実習(初等)」「教育実習(中等)」「教育実習(特別支援)」「教職実践演習(幼稚園・初等・中等)」「介護等体験(事前事後指導を含む)」「音楽実技」「書写実技」「アダプテッド・スポーツ実習」「保育実習Ⅰ(施設)」「保育実習指導Ⅰ(施設)」「保育実習Ⅰ(保育所)」「保育実習指導Ⅰ(保育所)」「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」「社会的養護演習」「保育実践演習」
- (2) 共通基礎科目
- (3) 共通専門科目
- (4) キャリア科目

(不開講)

第15条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した科目でも、受講者が少人数で授業運営に支障をきたす場合は、開講を取りやめることがある。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学則第19条の規定に基づき入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに学部長へ願い出なければならない。

- 2 前項の規定に基づき願い出があった場合は、教授会の議を経て学部長が認定し、卒業に必要な単位数とする。
- 3 前項の規定により認定できる単位数は、学則第19条第2項の規定に基づき60単位を超えないものとする。

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 教育学部においては、次の教育職員免許状の種類及び教科の申請要件を満たすことができる。

- (1) 幼児教育コースでの教育職員免許状の種類(教科)
 - 【主専攻免許】幼稚園教諭一種免許状
 - 【副専攻免許】小学校教諭一種免許状
 - 【副専攻免許】中学校教諭一種免許状(保健体育)
 - 【副専攻免許】高等学校教諭一種免許状(保健体育)
 - 【副専攻免許】特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者領域・肢体不自由者領

域・病弱者(身体虚弱者を含む。)領域)

- (2) 小学校教育コースでの教育職員免許状の種類(教科)

- 【主専攻免許】小学校教諭一種免許状
- 【副専攻免許】幼稚園教諭一種免許状
- 【副専攻免許】中学校教諭一種免許状(保健体育)
- 【副専攻免許】高等学校教諭一種免許状(保健体育)
- 【副専攻免許】特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者(身体虚弱者を含む。)領域)

- (3) 保健体育教育コースでの教育職員免許状の種類(教科)

- 【主専攻免許】中学校教諭一種免許状(保健体育)
- 【主専攻免許】高等学校教諭一種免許状(保健体育)
- 【副専攻免許】幼稚園教諭一種免許状
- 【副専攻免許】小学校教諭一種免許状
- 【副専攻免許】特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者(身体虚弱者を含む。)領域)

- (4) 特別支援教育コースでの教育職員免許状の種類(教科)

- 【主専攻免許】幼稚園教諭一種免許状
- 【主専攻免許】小学校教諭一種免許状
- 【主専攻免許】中学校教諭一種免許状(保健体育)
- 【主専攻免許】高等学校教諭一種免許状(保健体育)
- 【副専攻免許】特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者(身体虚弱者を含む。)領域)

(保育士資格)

第18条 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 保育士資格を取得できる定員を各入学年度50名とし、1年次終了時点で取得可能者を決定する。
- 3 取得希望者が50名を超えた場合は、幼児教育コース選択者を優先し、さらに超過した場合には1年次終了時点のGPAの順位をもって取得可能者を決定する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成31年4月1日から施行し、平成31年度以降の入学生に適用する。

ただし、第7条、第10条の2及び第14条の規程に関しては、平成31年度以降の入学生に適用する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以降の入学生に適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度以降の入学生に適用する。

6 大阪体育大学再入学に関する規程

(目的)

第1条 この規程では、大阪体育大学学則第36条第2項の規定に基づき、再入学の取扱いに関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学の出願資格を有する者は、次の各号に規定する者で、退学日又は除籍日から3年以内の者とする。

- (1) 大阪体育大学学則第34条の規定により退学した者
- (2) 大阪体育大学学則第35条の規定により除籍された者(同学則第35条第2号の規定により除籍された者を除く。)

2 大阪体育大学学則第43条の規定により退学に処された者は、再入学の出願はできない。

3 再入学は、1回に限りこれを認める。

(出願手続)

第3条 再入学希望者は、再入学面接試験検定料5,000円を納付の上、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 再入学願
- (2) その他

(審査)

第4条 再入学の審査は、当該学部が行い、その可否は、教授会の議を経て学長が決定する。

(納付金)

第5条 前条の審査に合格し再入学をしようとする者は、次の各号に規定する納付金を指定期日までに納付しなければならない。

- (1) 再入学科 10,000円
- (2) 該当学年に定められた授業料等

(再入学許可)

第6条 第4条の審査に合格し、前条の納付金を納付した者に再入学を許可する。

(再入学の時期)

第7条 再入学の時期は、学期初めとする。

(再入学の学年)

第8条 再入学は、原則として退学又は除籍時の学年とする。

(既修得単位の認定)

第9条 再入学者の退学又は除籍以前の修得単位は、再入学後、審議の上、その一部又は全部を既修得単位として認めることができる。

(修業年限)

第10条 再入学者の修業年限は、退学又は除籍以前のそれと通算する。

(在学年数)

第11条 再入学者の在学年数は、退学又は除籍以前

のそれと通算する。

(その他)

第12条 この規程に関する事務は、教学部が行う。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

附則

この規程は、平成30年2月22日から施行する。

7 試験における不正行為取扱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、試験（筆記試験及び論文・レポート試験を含む。）における不正行為の発生を防止し、学業成績評価の公正を維持することを目的とする。

(不正行為の定義)

第2条 筆記試験における不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 故意に解答用紙に本人以外の学籍番号及び氏名を記入すること。
 - (2) カンニングペーパー、持ち込み許可のない書籍・ノート、他の受験者の解答用紙等を見ること。
 - (3) 口伝え、合図等により他の受験者から答えを教わること。
 - (4) 他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。
 - (5) 答案用紙の交換、替玉受験等により他人の解答を自己のものに替えること。
 - (6) 本人以外の学生証を利用して受験すること。
 - (7) 試験時間中に問題及び解答用紙を試験室から持ち出すこと、また回収の指示に従わないこと。
 - (8) 試験時間中に持ち込み許可のない携帯電話やスマートフォン、腕時計型端末、電子辞書、ICレコーダーなど電子機器類を使用すること、またかばん等にしまわず手の届く場所に置くこと。
 - (9) 試験監督者の許可なくして、他人の筆記用具、参考資料等を貸すこと、借りること。
 - (10) 文房具等の所持品、身体、机又は壁等に書き込みをすること。
 - (11) 試験開始前及び試験開始後の試験監督者の注意又は指示に反すること。
 - (12) その他試験監督者が前各号に準ずると認める行為
- 2 論文・レポート試験における不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。
- (1) 他人に代筆等させた論文・レポートを提出すること。
 - (2) 他人の論文・レポートを代筆等すること。
 - (3) 剽窃、盗用行為により論文・レポートを作成すること。
 - (4) 実験や調査結果のデータを捏造又は改ざんすること。
 - (5) 前各号に掲げる行為を幫助すること。
 - (6) その他授業担当者が前各号に準ずると認める行為

(成績評価の取扱)

第3条 前条各号に該当する行為をした者に対しては、当該試験期間中に受験する科目のうち、当該科目を含め、その前後5科目の成績評価を無効とする。ただし、受験する科目が5科目に満たない場合は、受験するすべての科目の成績評価を無効とする。

2 無効となった科目は、原則として、その年度内での継続受講及び受験は認めない。

(試験監督者・授業担当者の処置)

第4条 筆記試験において不正行為があった場合は次の処置をとる。

試験監督者は、第2条各号に該当する行為があると判断したときは、遅滞なく受験を停止させ、証拠となるものを押収して退室を命じ、教学部に報告し、当該試験終了後教学部に不正行為報告書を提出する。

2 論文・レポート試験において不正行為があった場合は次の処置をとる。

授業担当者は、第2条各号に該当する行為があると判断したときは、不正行為報告書及び証拠となるものを添えて、教学部に報告する。

(教学部の処置)

第5条 教学部は、前条の不正行為報告書が提出されたとき、教学部長との面談後、本人の始末書を徴し、証拠となるものを添えて当該学部教務委員会に送付する。

(処分の決定等)

第6条 当該学部教務委員会は、前条の送付を受けたときは、当該不正行為の全容を検討して処分案を作成し、これを当該学部教授会に提案する。

2 当該学部教授会は、前項の処分案について審議し、その処分を学長が決定する。

3 当該不正行為が学生の懲戒に関する基準に規定する退学、停学、戒告の基準に該当すると思料されるときは、学則及び学生の懲戒手続に関する規則等の定めるところにより、学長は、当該不正行為を行った者を懲戒する。

附則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

8 大阪体育大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は大阪体育大学学則（以下「学則」という。）第46条第2項の規定に基づき、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）について必要な事項を定める。

(入学・出願期間)

第2条 科目等履修生として受講を願ったときは、選考のうえ、教授会の議を経て、正規の課程の学生の学習を妨げない範囲で、入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格については、学則第28条の規定を準用する。

3 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添え、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 健康診断書（本学所定の用紙）
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 履修計画書（本学所定の用紙）
- (5) 勤務先を有する者は、その所属長の推薦書又は承諾書

4 本学卒業生、本学大学院修了生及び本学大学院学生については、健康診断書及び卒業証明書の提出は不要とする。ただし、健康診断書は入学する前年度に正規学生として在籍していた場合に限る。

5 外国人学生の場合は、前項に定める書類のほか、次の書類を同時に提出しなければならない。

- (1) パスポート又は在留資格を証明するもの（写し）
- (2) 身元保証書（本学所定の用紙）

6 科目等履修生の入学選考は、書類選考及び面接試験により行い、教授会が審議の上、学長が入学の可否を決定する。ただし、本学卒業生、本学大学院修了生及び本学大学院学生については、面接試験を免除する場合がある。

7 出願期間については、次のとおりとする。ただし、本学大学院新入学生の前期入学については、大学院入学後とする。

前期入学：2月10日から2月20日まで

後期入学：7月10日から7月20日まで

(受講制限)

第3条 科目等履修生が一学年度に受講できる科目（単位数）は31単位以内とする。ただし、原則として次の科目は受講することができない。

演習、実験を伴う実習・講義、集中講義、学外実習、及び実技科目

2 本学卒業生、本学大学院修了生及び本学大学院

学生の受講制限については、前項の規定にかかわらず教職実践演習、集中講義、学外実習及び実技科目は除外する。

(履修期間)

第4条 科目等履修生の履修期間は、1年以内とする。ただし、その期間を更新することができる。

2 科目等履修生として入学を許可する時期は、学年又は学期の初めとする。

(準用規程)

第5条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学期、休業日、単位、試験、成績の評価、賞罰及び学費等納入期限等については、学則及び学部規程を準用する。

2 本学大学院学生の履修制限及び学費等については、大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科学生の体育学部開講授業科目の受講に関する規程に準ずる。

(入学検定料・入学金及び学費)

第6条 科目等履修生の入学検定料、入学金及び学費は次のように定める。

| | |
|------------------|---------|
| (1) 入学検定料 | 10,000円 |
| (2) 入学金 | 50,000円 |
| (3) 学費 通年科目（1科目） | 40,000円 |
| 半期科目（1科目） | 20,000円 |

2 本学卒業生及び本学大学院修了生については、入学検定料、入学金を免除する。

3 既納の費用は返還しない。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

9 大阪体育大学学生細則

第1章 通則

第1条 この細則は、大阪体育大学学則に基づき、学生の守るべき事項について定めるものとする。

第2章 保証人

第2条 学生は、その身元を保証するため、2名の保証人をたてなければならない。

2 保証人は保護者又はこれに準ずる者で、保証人として責務を果たすことのできるものでなければいけない。

第3条 保証人に異動があった場合は、新たに定め、届書を教学部へ提出しなければならない。

第3章 誓約

第4条 学生は、入学の際に本学の定める方式に従い、誓約を行いこれを守らなければならない。

第4章 学生証

第5条 学生は入学時に学生証の交付を、毎年度初めに在籍確認の交付を受けなければならない。

2 学生証を紛失したとき、又は使用にたえなくなったときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

第6条 学生は登学の際学生証を携帯しなければならない。これを携帯しない場合、講義室、研究室、体育施設、図書館などの出入りを禁じ、又厚生施設の利用又は諸証明書の交付などを拒まれることがある。

第7条 本学の学籍を離れたときは、学生証を教学部へ返納しなければならない。

第5章 住所及び身分の異動

第8条 学生は、住所等を変更したときは、その都度届出なければならない。

第9条 学生は、その身分に異動があったときは、その都度前条に準じ届書を提出しなければならない。

第6章 団体・集会及び学外活動

第10条 学生が学内で団体を結成する場合、その責任者は、毎年6月末までに所定の手続きを経て学長の承認を受けなければならない。

2 届出の願書には団体名、規約、役員名（顧問教員＝専任教授、准教授、講師の中から1名、学生役員）、団体員名（部員）を記し教学部に提出しなくてはならない。

3 既存の団体が毎年期日までに所定の手続きをしな

い場合解散したものとみなす。

4 団体の解散、規約の改正、役員の変動があった場合、その都度届けなければならない。

第11条 団体が学内で集会する場合、その責任者は開催の3日前までに願書を教学部に提出し、学長の承認を受けなければならない。

2 団体が学外から講師を招聘して、集会を開催する場合、その責任者は開催の7日前までに願書を教学部に提出し、学長の承認を受けなければならない。

第12条 学生又は団体が本学の名を使って、学外で活動し、又は学外団体に参加若しくは脱退しようとするときは、その都度願書を教学部に提出し、学長の承認を受けなければならない。

2 学生団体の活動で、学則その他の規程等に違反し、本学の名誉を著しく傷つけるなどの事態を発生させた場合は、学長はその団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

第7章 学内施設の利用

第13条 学生又は団体が学内の施設を使用する場合、願書をその施設の管理責任者のもとへ提出し、許可を受けなければならない。

第8章 掲示・印刷物配布及び寄付募集等

第14条 学生又は団体が、学内で掲示又は立看板その他広告類を掲示する場合、責任者名を記し、あらかじめ教学部長の承認印を受けその指示に従わなければならない。

2 掲示又は届出が承認期間を経過した場合、その責任者は速やかに撤去しなければならない。

3 前2項の規定に従わない掲示物等は撤去する。

第15条 学生又は団体が学内で印刷物の配布・寄付募集・署名運動又はこれに類する行為をする場合、願書を教学部へ提出し学長の承認を受けなければならない。

第9章 健康診断及び健康管理

第16条 学生は、毎年定められた期日に定期健康診断を受けなければならない。

2 国公立病院又は大学が指定した医療機関（保健所を含む。）で診断を受けた証明書は健康診断書とみなす。

第17条 学長は、学生の健康を管理するため必要があるときは治療を提示し、又は登学を停止することがある。

第10章 退学・休学及び復学の手続等

第18条 学生が、退学若しくは休学又は復学しようとする場合、保証人連署の上願書を教学部へ提出しなければならない。

2 病気を事由とする休学の場合は医師の診断書を、その他を事由とする場合はその詳細な理由書を、願書に添付しなければならない。

3 病気を事由とする休学者が復学する場合は、理由書に医師の診断書を添付しなければならない。

第19条 病気その他の理由で引続き7日以上登学することができない場合、その事由及び期間を記して届け出なければならない。

第11章 承認又は許可の取消

第20条 この細則で承認又は許可を受けた事項に対し、それに反する行為のあった場合、その承認又は許可を取り消す。

附則

この細則は、昭和41年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

10 大阪体育大学就職斡旋規程

(指導、斡旋)

第1条 大阪体育大学（以下「本学」という。）は職業安定法第33条の2に基づき、本学学生並びに卒業生（以下、合わせて「学生」という。）が、各人の個性、能力及び適性に応じて適切な職業に就けるように指導、斡旋を行う。

(求人受理)

第2条 本学は、広く各方面より求人申込みを受理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを受理しないことがある。

- (1) 求人内容が法令等に違反すると認められる場合
- (2) 業務内容又は雇用条件が不相当と認められる場合
- (3) 本学の教育課程に鑑み適切でないと認められる場合
- (4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった場合

(就職登録)

第3条 就職を希望する学生は、所定の手続きにより行うものとする。

- 2 所定の手続きをしていない学生に対しては、就職支援を行うことはできない。

(就職斡旋の申込み)

第4条 就職斡旋を希望する学生（以下「求職者」という。）は、所定の手続きを行い、斡旋を受けるものとする。

(推薦)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、大学推薦として推薦書を発行する。

- (1) 企業から推薦要請された求人
 - (2) 本学が推薦とするのを適当と認めた場合
- 2 推薦学生の選考は、学生が所属する学部のカリヤ支援部の管理職が行う。

(採用試験)

第6条 正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨斡旋先企業に申し出るとともにキャリア支援センターに報告しなければならない。

- 2 斡旋先企業より指示又は求人内容等に変更があった場合は、キャリア支援センターに報告しなければならない。
- 3 採用試験を受けた学生は、受験の様態及び内容等は、キャリア支援センターに報告しなければならない。

(採用内定)

第7条 採用内定の通知を受けた学生は、速やかに

キャリア支援センターに報告しなければならない。

(就職決定)

第8条 就職先の決定については、最初に採用内定の通知を受けた企業とすることを原則とする。

(先決優先の原則)

- 2 大学推薦で受験した企業については、就職を辞退することはできないものとする。
- 3 就職を決定した時は、速やかにキャリア支援センターに報告しなければならない。

(規程の遵守)

第9条 求職者は、この規程を遵守しなければならない。本規程に反した者あるいは就職に関し好ましくない行為のあった者については、就職斡旋を制限することがある。

(業務運営上の留意事項等)

第10条 指導、支援にあたっては、職業選択の自由を保障し、均等待遇の原則を保持して行うものとする。

- 2 業務上知り得た情報の取扱いに十分留意し、これらを就職指導関係者以外の者に開示若しくは漏らしてはならない。

- 3 個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報保護規程」に基づき、適正に管理、運営するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、就職斡旋に関し必要な事項は、キャリア支援委員会が定める。

附則

この規程は昭和43年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

11 大阪体育大学表彰制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学生が課外活動等を通してスポーツ競技において顕著な成績を収め、本学の名誉を高めた場合、学業成績が優秀であった場合、学友会活動等において功績のあった場合、又は修士論文が優秀であった場合に表彰することを目的とする。

(名称)

第2条 各賞の名称と表彰に関する基準等は次のとおりとする。

- (1) 大島鎌吉賞
在学中にオリンピック大会、パラリンピック大会、世界選手権大会、アジア大会等に日本代表として出場した者、又は日本新記録を樹立した者、もしくは広くこれに匹敵すると認められる成績を挙げた者を選考の対象とし、審査のうえ大島鎌吉賞を授与する。なお、別に定める審査基準により、大島鎌吉奨励賞を授与することがある。
- (2) 加藤橘夫賞
学業優秀賞の中で、最も成績優秀な者を選考の対象とし、審査のうえ加藤橘夫賞を授与する。
優秀論文賞の中で、最も優秀な論文を最優秀論文賞として加藤橘夫賞を授与する。
- (3) スポーツ優秀賞
在学中に全国大会で個人8位・団体4位以上もしくは、これに準ずる成績を挙げた者を選考の対象とし、審査のうえスポーツ優秀賞を授与する。
- (4) 学業優秀賞
在学中の学業成績が優秀な者を選考の対象とし、審査のうえ学業優秀賞を授与する。
- (5) 功績賞
在学中に学友会活動等において功績のあった者を選考の対象とし、審査のうえ功績賞を授与する。
- (6) 優秀論文賞
在学中に提出された修士論文を選考の対象とし、審査のうえ優秀論文賞を授与する。

2 前項第4号及び第5号の賞は学部学生のみを対象とし、第6号の賞は大学院学生のみを対象とする。

(表彰の時期及び表彰方法)

第3条 卒業式又は修了式当日に学長から賞状、学園から副賞を授与する。

(審査)

第4条 学部学生の大島鎌吉賞及びスポーツ優秀賞

については運動部の部長等が、加藤橘夫賞、学業優秀賞及び功績賞については関係教職員が、毎年1月末までに選考対象者を大阪体育大学学生委員会に申請し、同委員会で審査のうえ、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

2 大学院学生の大島鎌吉賞及びスポーツ優秀賞については毎年1月末までに関係教職員が選考対象者を大阪体育大学大学院学生委員会に申請し、同委員会で審査のうえ、加藤橘夫賞及び優秀論文賞については修士論文を選考委員会で審査のうえ、研究科委員会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

3 審査に関する基準等の詳細については別に定める。

附則

本規程は、平成4年3月5日から施行する。

改正

平成10年12月3日

改正

平成19年4月1日

改正

平成23年12月1日

改正

平成25年1月31日

改正

平成29年2月23日

改正

平成29年4月1日

改正

平成30年1月25日

12 大阪体育大学図書館利用規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪体育大学図書館規則第7条に基づき、大阪体育大学図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書・資料)

第2条 図書館が管理し、利用に供する図書・資料等（以下「資料」という。）は、次のとおりとする。

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1種資料 | 貴重図書 |
| 第2種資料 | 参考図書・学位論文・逐次刊行物（大型地図等参考図書とした資料を含む。） |
| 第3種資料 | 指定図書 |
| 第4種資料 | 一般図書 |
| 第5種資料 | 視聴覚資料 |
| 第6種資料 | 電子資料 |

(資料の数え方)

第3条 資料は、和漢装のものは若干冊を、合冊製本された逐次刊行物は、数号を1冊と数えることがある。

2 第5種資料は、整理番号付与1番号を1資料と数える。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日は、9時から20時までとする。ただし、大阪体育大学学則（以下「学則」という。）第13条第4号、第5号、第6号に規定する休業の間は、9時から17時までとする。

(2) 土曜日は、9時から17時までとする。ただし、学則第13条第4号、第5号、第6号に規定する休業の間は、9時から13時までとする。

2 館長は、前項に規定する開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する国民の祝日及び休日
- (3) 式典・入学試験・大学祭等大学関連行事実施期間
- (4) 蔵書点検等館内整理に必要な期間

2 館長は、前項に規定する日のほか、臨時に休館日を決めることができる。

第2章 利用資格

(利用資格)

第6条 図書館を利用する資格を有する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 大阪体育大学の全教職員・大学院学生・学部学生等
- (2) 法人役員及び法人職員
- (3) その他館長が特に認めたる者

第3章 館内閲覧、視聴覚資料の利用

(閲覧手続)

第7条 利用者は、図書館内において、第1種及び第5種資料以外は自由に閲覧することができる。

2 第5種資料を利用するときは、学生証を提出し、館員の指定するブースで視聴する。

3 利用者が一度に利用できる第5種資料は、1点に限るものとする。

4 図書館所蔵以外の視聴覚資料の視聴は認められない。

第8条 第1種資料は、次の者に限り、館内で閲覧することができる。

- (1) 本学全教職員、法人役員及び法人職員
- (2) 本学大学院学生
- (3) その他館長が特に認めたる者

2 第1種資料を利用しようとする者は、所定の願い書を事前に館長に提出し、許可を得なければならない。

3 第1種資料は、貸出はできない。館内の、館員が指定した閲覧席で閲覧しなければならない。

(閲覧心得)

第9条 図書館内では利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 資料は閲覧席で閲覧し、図書館外には持ち出さないこと。
- (2) 静粛を保たなければならないこと。
- (3) 飲食・喫煙及び携帯電話での通話及び充電等をしないこと。
- (4) 資料・備品等を汚損・破損しないこと。
- (5) その他、館員の指示に従うこと。

2 利用者に館内規律に支障をきたす言動があったときは、館員は、退館を命ずることができる。

第4章 館外貸出

(貸出手続)

第10条 資料の貸出を希望する利用者は、貸出希望資料に学生証を添えて、所定の手続きをしなければならない。

(教職員への貸出)

第11条 第3種、第4種資料は、本学全教職員及び法人役員・職員に限り50冊を限度として、毎年度末まで貸出することができる。

2 専任教職員以外の者は、その任期終了まで貸出することができる。

第12条 学位論文・逐次刊行物、その他特に指定された資料以外の第2種資料は、本学全教職員及び法人役員・職員に限り、館長の許可を得て3日間貸出することができる。

第13条 館長は、運営上必要と認めた場合は、第11条、第12条の規定に拘わらず、その資料の返却を求めることができる。

第14条 著作権処理がなされていない資料を除く第5種資料は、教員が授業に使用する場合に限り、その前日から当該授業終了までの間貸出することができる。

2 前項の規定により貸出した第5種資料は、当該授業終了後、速やかに返却しなければならない。

(学生等への貸出)

第15条 学生等の利用者に館外貸出を許可する期間及び冊数は次のとおりとする。

学部学生等

第3種資料 7日以内

第4種資料 21日以内ただし、
合計5冊以内

大学院学生等

第3種資料 大学院学生用指定図書
1か月以内

その他指定図書 7日以内

第4種資料 1か月以内ただし、
合計15冊以内

卒業生

第4種資料 21日以内ただし、
合計5冊以内

2 教育実習等各種実習、卒業論文等の作成、及び学則第13条第4号、第5号、第6号に定める休業中、その他館長が必要と認める場合は、特別の取り扱いをすることがある。

(貸出期間の更新)

第16条 貸出した資料を貸出期間後も引き続き利用しようとするときは、他に閲覧又は貸出の予約がない場合、貸出期間の更新をすることができる。

(転貸借の禁止)

第17条 貸出した資料は、転貸、転借してはならない。

(資料の返却)

第18条 貸出した資料は、第15条に定められた期間内に必ず返却しなければならない。

2 利用者が利用者資格を喪失したときは、直ちに、貸出した資料を返却しなければならない。

第5章 資料の複写

(資料の複写)

第19条 利用者は、著作権法第31条に定める範囲内において複写を依頼することができる。

2 第1種資料については、次のとおりとする。

(1) 電子複写は認めない。

(2) 写真撮影を希望する場合は、事前に「貴重図書撮影許可願」を提出し、館長の許可を得た後、図書館員立ち合いのもと、所定の場所で撮影を認める。

第6章 資料の分置

(資料分置の目的)

第20条 学部、学科、研究室、附属研究機関等（以下「申請部署」という。）は、教育・研究上常時必要とする資料を図書館運営に支障のない範囲で分置することができる。

2 館長は、図書館運営上必要と認めたとき、分置資料の返却を求めることができる。

(分置資料の種類及び資料数)

第21条 分置できる資料の種類は、第2種、第4種資料とする。

2 分置資料の種類及び数は、申請部署の希望をもとに、申請部署と図書館委員会が協議し、館長が決める。

(分置手続)

第22条 分置を希望する部署は、その目的を明確にして所定の申請書を館長に提出しなければならない。

2 申請当該部署と図書館委員会との協議に基づき、館長が資料分置の可否を決める。

3 次の場合は、本条第1項及び第2項の手続を省略することができる。

(1) 研究図書費で図書館備品として購入した資料を当該者の研究室に分置するとき

(2) 軽微な資料及び副本が3点以上ある第4種資料を当該者の研究室に分置するとき

(分置資料の管理)

第23条 分置資料の運用、管理については、分置申請者が管理者となり、全ての責任を負う。

2 管理者は、分置資料を分置場所に常置するとともに、利用者名簿を備え、常に資料の所在を明らかにしておかなければならない。

(分置資料の利用)

第24条 利用者は、分置申請者の利用に支障のない限りにおいて、図書館を通じ第2種、第4種資料の一般利用に準じて、閲覧又は貸出することができる。

2 分置資料管理者は、特に必要と認めたときは、前項の規程に拘わらず、管理者の責任において分

置資料を担当科目受講学生等に利用させることができる。

第7章 書庫内資料閲覧

(書庫)

第25条 書庫を、図書館内書庫（以下「館内書庫」という。）とD号館書庫（以下「館外書庫」という。）に分ける。

(資料閲覧)

第26条 利用者は、館内書庫で自由に資料を閲覧することができる。

2 利用者は、館外書庫には自由に立ち入ることはできない。

3 館外書庫収蔵資料の閲覧を希望するときは、館員の指示を受けなければならない。

(資料閲覧の停止)

第27条 館長は、資料整理等の理由により、一定の期間利用者の館内書庫への立ち入りを停止することができる。

第8章 図書館内学習室等及び 端末電子機器の使用

(館内学習室等の利用)

第28条 グループ学習室の利用については、ゼミナール単位での利用を原則とし、それ以外の単位での利用については、事務長が使用の可否を判断する。

2 利用するときは、原則として前日までに所定の利用申込書を提出しなければならない。

3 利用当日の申請については、その利用目的、利用の必要性、利用状況等を勘案して、事務長が利用の可否を判断する。

4 グループ学習室では、学習・研究のため、第5種資料を視聴することができる。

5 グループ学習室の利用は、最長2時間を限度とする。

(個別学習室の利用)

第29条 個別学習室の利用は、本学全教職員、法人役員、法人職員及び大学院学生・学部学生、又は館長が特に許可した者に限る。

2 利用する者は、事前に利用申込書を提出しなければならない。

3 個別学習室の利用は、最長3時間を限度とする。

(利用の停止)

第30条 グループ学習室及び個別学習室ともに、利用状態がその目的を逸脱したり、運営上支障がある場合、又は、利用者が館員の注意指導に従わないときは、事務長は、即時の利用停止と退館を命ずることができる。

第31条 個別席（以下「キャレル」という。）の利用は、原則として本学全教職員、法人役員、法人職

員、大学院学生・学部学生又は館長が特に許可した者に限る。

2 学部学生等からキャレル利用の申し出があったときは、その利用目的、利用資料等を確認し、かつ、キャレルの利用状況に十分な余裕がある場合に、事務長の判断で利用を認めることができる。

第32条 図書館内に配置される端末電子機器（OPAC専用端末を除く。）は、大阪体育大学情報処理センターが管理運用する。

2 利用者は、端末電子機器の使用に当たっては、情報処理センター利用規則を遵守しなければならない。

第9章 罰則、その他

(賠償)

第33条 利用者は、図書館が管理する資料、備品（大阪体育大学情報処理センターが管理する端末電子機器を含む。）等を滅失・破損、又は、汚損したときは、同等の現物により弁済、あるいは、相当額を賠償しなければならない。

2 図書館内で利用した個人所有の端末電子機器により、学内ネットワークに支障が生じた場合は、その復旧にかかる所要経費を賠償しなければならない。

(修了、卒業時の資料未返却者についての措置)

第34条 館長は、学生等の修了、卒業等にあたり未返却資料があるときは、資料が返却されるまでの間、当該者の修了証書、卒業証書等を預かり、当該者の各種証明書類の発行停止を関連部署に要請することができる。

(資料貸出の停止)

第35条 館長は、次の者に対して資料の貸出を停止する。

(1) 正当な理由なく15日以上にわたり資料を延滞したときは、延滞日数の倍日数期間、資料の貸出を停止する。

(2) 正当な理由なく二度にわたり資料を延滞したときは、二度目は、その延滞日数の倍日数期間、資料の貸出を停止する。

(図書館利用の禁止)

第36条 館長は、次の者に対し図書館利用の禁止を命ずることができる。

(1) 第33条に規定する弁済又は賠償に応じない者

(2) 図書館の運営に著しく不都合な行為があった者

附則

この規則は、昭和40年7月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和43年10月31日から施行する。

附則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成15年6月19日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

13 大阪体育大学学友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大阪体育大学学友会と称する。

(目的)

第2条 本会は大阪体育大学に在籍する学生が行う課外活動の進展を図り、人格の錬磨、会員相互の親睦、人間形成に資すると共に、学生生活の充実に努めることを目的とする。

(本部)

第3条 本会の本部を大阪体育大学内におく。

(会員)

第4条 本会の会員は、大阪体育大学の全学部学生とする。

(会員の義務)

第5条 本会の会員は、本会の規約に定める権利を平等に有し、本会の決定に従い、本会の正常なる発展に寄与する義務を負う。

2 会員は、本会の運営のため会費を負担しなければならない。

第2章 組織

(役員)

第6条 本会に会務を遂行するため、役員をおく。

(体育会と文化会の設置)

第7条 本会に課外活動の進展を図るため、体育会と文化会をおく。

(機関)

第8条 本会にその機関として役員会、学生代表者総会、体育会・文化会代表者会議、運営協議会をおく。

第3章 役員

(役員構成)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総務委員 若干名
- (4) 会計委員 若干名
- (5) 企画広報委員 若干名

(役員選任)

第10条 役員は、役員会の審議により会員の内から推薦され、学生代表者総会で承認を得る。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とし、毎年5月に行う学生代表者総会にて承認された時点より1年間とする。ただし、再任をさまたげない。また、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任

期間とする。

(役員解任)

第12条 役員が次のいずれかに該当するときは、学生代表者総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 本会の会則及び本学の諸規程に違反したとき
- (2) 心身の故障のため、任務の執行に堪えないとき
- (3) 役員としての義務を怠ったとき
- (4) 本会の役員たるにふさわしくない非行があったとき

(役員任務)

第13条 役員は次の任務を行う。

- (1) 会長は会務を総轄し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 総務委員は本会事業に関する連絡、資料の作成・整理、会議記録の作成、業務報告を行う。
- (4) 会計委員は本会の会計処理及び会計報告を行う。
- (5) 企画広報委員は本会の事業の企画・運営及び本会の事業に関する広報業務を行う。

第4章 監事

(監事)

第14条 本会に監事2名をおく。

2 監事は学生委員会学友会部会長及び教育学部学生支援担当課長とする。

(監事の職務)

第15条 監事は本会の会計及び会務の執行を監査する。

第5章 顧問

(顧問)

第16条 本会に顧問をおく。

2 顧問は本学学長とする。

(顧問の職務)

第17条 顧問は本会の相談役となり、本会の運営に対し、指導及び助言を行う。

第6章 学友会体育会及び文化会

(体育会と文化会の目的)

第18条 体育会はスポーツ活動を通じた智・徳・体の健全な育成と会員相互の親睦に努め、スポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

2 文化会は文化・社会・福祉に関する研究や活動を通して心身の健全な育成と会員相互の親睦に努

め、様々な文化活動の発展に寄与することを目的とする。

(運動部及び運動部同好会の設置)

第19条 体育会に運動部及び運動部同好会をおく。

2 体育会に所属する団体及びその設置基準については別に定める。

(文化部及び文化部同好会の設置)

第20条 文化会に文化部及び文化部同好会をおく。

2 文化会に所属する団体及びその設置基準については別に定める。

(団体の義務)

第21条 各団体は本会の規約に則り運営され、本会の目的達成のために努力及び協力する義務を負う。

(団体規則の提出)

第22条 各団体はその団体の規則を定め、会長に提出しなければならない。

(部長の設置)

第23条 各団体に部長1名をおく。

- (1) 部長は本学専任の教授、准教授、講師の中から当該団体が定めて会長に届け出る。
 - (2) 部長は団体の事業を統轄し、団体を代表する。
 - (3) 部長に事故あるときは当該団体において代行者を定めて会長に届け出る。
- 2 会長は届出された部長を学長に報告し、学長の承認を得なければならない。

(監督とコーチの設置)

第24条 各団体に監督及びコーチをおくことができる。

- (1) 監督及びコーチは本学専任の教員(教授、准教授、講師、助教、助手)または職員の中から当該団体が定めて会長に届け出る。
 - (2) 本学専任教員または職員以外の者が監督、コーチに就任する場合、あらかじめ会長の許可を得なければならない。
- 2 会長は届出された監督及びコーチを学長に報告し、学長の承認を得なければならない。

(主将、副主将、主務の設置)

第25条 各団体に主将、副主将、主務をおく。

- (1) 主将、副主将、主務の選出方法は各所属団体に定める。
- (2) 主将、副主将、主務は部長及び監督、コーチを補佐し、団体の円滑な運営に努める。

(書類の提出)

第26条 各団体は次の事項に関して所定の用紙を用いて届けなければならない。

- (1) 団体継続願い又は団体結成届
- (2) 年次活動計画書
- (3) 部員名簿あるいは同好会構成員名簿
- (4) 部長・監督・コーチ・主将・副主将・主務の変更届
- (5) 学外での活動

(6) 試合結果及び活動結果

(7) 活動援助金の入金願い

(8) 活動援助金支出報告

(9) 団体規則

(10) その他、役員会において必要と認められた事項

2 提出期限等については別途定める。

(罰則)

第27条 本会の名誉を傷つけ、本会の所属団体としてふさわしくない事態が発生し、あるいは重大な事故を起こした場合、会長は学生代表者総会の議を経て、次の罰則を加えることができる。

- (1) 活動援助金の返還あるいは次年度援助の停止または減額
- (2) その他、必要と思われる事項

第7章 役員会

(役員会の招集)

第28条 役員会は会長が招集し、議長を務める。

(役員会の構成と成立)

第29条 役員会は第9条第1号から第5号までの役員で構成し、過半数の出席をもって成立するものとする。議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 役員会は必要に応じ随時開催する。

(役員会の任務)

第30条 役員会は次の事項を審議し執行する。

- (1) 本会の運営に関する基本的事項
 - (2) 会則の改正に関する事項
 - (3) 体育会及び文化会所属団体の認否・移動・廃止に関する事項
 - (4) 本会の事業に関する事項
 - (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項
- 2 会則の改正、体育会及び文化会所属団体の認否・移動・廃止については学生代表者総会の議決を必要とする。

第8章 学生代表者総会

(学生代表者総会の招集)

第31条 学生代表者総会は会長が招集し、議長を務める。

(学生代表者総会の構成)

第32条 学生代表者総会は本会の最高議決機関であり、体育会所属団体代表者、文化会所属団体代表者、体育学部：1年クラス代表者、2年クラス代表者、演習Ⅰ代表者、演習Ⅱ代表者、教育学部：1年クラス代表者、2年クラス代表者、演習Ⅰ代表者、演習Ⅱ代表者、で構成する。

2 代表者は各団体、クラス、各演習から1名とする。ただし、体育会所属団体において男女それぞれ

れで活動する運動部は男女各1名とする。対象となる運動部は別に定める。

- 3 代表者は各団体、クラス、各演習の代表を兼ねることはできない。
- 4 代表者は役員を兼ねることはできない。

(学生代表者総会の任務)

第33条 学生代表者総会の承認を必要とするものは次の事項である。

- (1) 役員の決定
 - (2) 会務及び決算報告
 - (3) 事業計画
 - (4) 予算
 - (5) 会則の改正
 - (6) 体育会及び文化会所属団体の認否・移動・廃止
 - (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事項
- 2 学生代表者総会は毎年5月に定期総会を開く。ただし、役員会の決議により変更することができる。
 - 3 学生代表者総会の開催についての告示は原則として7日以前に行う。
 - 4 学生代表者総会は構成員の5分の3以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(臨時学生代表者総会)

第34条 臨時学生代表者総会を開くことができるのは次の場合である。

- (1) 役員会が必要と認めた場合
 - (2) 学生代表者構成員の3分の1以上の要求があった場合
- 2 臨時学生代表者総会の開催についての告示は原則として7日以前に行う。
 - 3 臨時学生代表者総会は構成員の5分の3以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9章 体育会・文化会代表者会議

(体育会・文化会代表者会議の招集)

第35条 体育会・文化会代表者会議は会長が招集し議長を務める。

(体育会・文化会代表者会議の構成)

第36条 体育会・文化会代表者会議は体育会及び文化会に所属する団体の代表者で構成する。

(体育会・文化会代表者会議の任務)

第37条 体育会・文化会代表者会議は体育会及び文化会の活動に関する事項を審議し、決議事項を学生代表者総会へ提案することができる。

(体育会・文化会代表者会議の開催)

第38条 体育会・文化会代表者会議は次の場合に開催することができる。

- (1) 役員会が必要と認めた場合
 - (2) 体育会・文化会代表者会議構成委員の3分の1以上の要求があった場合
- 2 体育会・文化会代表者会議の開催についての告示は原則として7日以前に行う。
 - 3 体育会・文化会代表者会議は3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第10章 運営協議会

(運営協議会の招集)

第39条 運営協議会は会長が招集する。

(運営協議会の構成)

第40条 運営協議会は本会役員及び学生委員会委員で構成する。

(運営協議会の審議事項)

第41条 運営協議会は次の事項を審議する。

- (1) 学友会予算及び会計に関する事項
 - (2) 会則の改正に関する事項
 - (3) 団体からの申請に関する事項
 - (4) その他本協議会で審議が必要と認められた事項
- 2 学友会予算及び会計、会則の改正に関する議決事項は、学生代表者総会の承認を受けなければならない。

(運営協議会の協議事項)

第42条 運営協議会は次の事項を協議する。

- (1) 本会の運営に関する基本的事項
- (2) 所属団体への罰則に関する事項
- (3) その他の活動に関する事項

(運営協議会の開催)

第43条 運営協議会は、定期学生代表者総会の7日以前に定期運営協議会を開催する。また、次の場合に臨時運営協議会を開催することができる。

- (1) 学生委員会から開催の要求があった場合
- (2) 役員会が必要と認めた場合

第11章 会計

(会計)

第44条 本会の経費は会費及び寄付その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 前項の収入金の保管は本学事務局に委任する。
- 3 入会費及び年会費は毎年度初めに納入するものとする。
- 4 前号の年会費の額は別に定めるものとする。

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(収支決算書)

第46条 役員会は年間の収支決算書を作成し、監査を経て、定期学生代表者総会で承認を得なければならない。

(活動援助金)

第47条 体育会及び文化会所属団体への活動援助金を支給する。活動援助金については別に定める。

附則

- 1 この会則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 昭和41年4月18日制定の大阪体育大学学友会会則（旧会則）は本会則の施行をもって廃止する。
- 3 この会則は平成22年5月21日から施行する。
- 4 この会則は平成27年2月13日から施行する。
- 5 この会則は平成30年2月6日から施行する。
- 6 この会則は平成30年4月1日から施行する。

14 大阪体育大学教育後援会会則

- 1 本会は、大阪体育大学教育後援会と称し、大阪体育大学事務局に置く。
- 2 本会は、大阪体育大学の発展に資し、かつ大学と家庭との連絡を密にして、併せて会員相互の親睦を計ることを目的とする。
- 3 本会は、次の会員をもって組織する。
 - (1) 正会員は、大阪体育大学在学学生及び大学院学生の父母又はその他の親族
 - (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える者
 - (3) 特別会員は、大阪体育大学に勤務する教職員
- 4 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 学生及び大学院学生の教育厚生に関する必要な事業及び後援
 - (2) 運動部その他クラブ活動の援助
 - (3) 学生及び大学院学生の傷害に対する援助
 - (4) 学生及び大学院学生の進路指導に対する援助
 - (5) 大学と家庭との連絡及び会報の発行
 - (6) 会員の親睦に必要な事業
 - (7) 教職員の研究及び福利などに対する援助
 - (8) その他大学の発展に必要な事業
- 5 本会に次の役員を置き、任期は1ヵ年とする。ただし重任を妨げない。
 - (1) 会長 1名 副会長 2名
 - (2) 委員 若干名(内常任委員 6名)
 - (3) 会計監査 2名
 - (4) 幹事 若干名(幹事長 1名)
 - (5) 顧問
 - (6) 参与
- 6 役員を選出ならびに職務は次のとおりとする。
 - (1) 役員は、総会が前年度委員会の推薦にもとづいて選出する。ただし、幹事長、幹事は、特別会員の中から会長が委嘱する。顧問は大学関係者の中から、参与は、本会のためにとくに功労のあった者の中から、常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。
 - (2) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長差支えあるときは代理する。
 - (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
 - (5) 常任委員は、常時会務を掌握し、運営を議決する。
 - (6) 委員は、予算の編成及び決算、次年度役員推薦、その他重要事項を審議する。
 - (7) 幹事長は、会務を執行する。
 - (8) 幹事は、本会の庶務ならびに会計事務を掌る。
 - (9) 顧問及び参与は、常任委員会、委員会の諮問に応じ、意見を具申することができる。
- 7 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。正会員の会費は、年額12,000円とする。ただし、入学時に学生は4年分、大学院学生は2年分を納入することができる。賛助会員は、1口20,000円以上を納入するものとする。
- 8 本会の総会は、少なくとも毎年1回開催し、役員決定、会務会計等の報告を行うものとする。
- 9 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 10 本会則は、総会の過半数の決議により変更することができる。

附則

- 本会則は、昭和44年4月1日より施行する
昭和45年5月30日改正
昭和55年9月30日改正
昭和63年9月3日改正
平成元年4月1日改正
平成5年4月1日改正